

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ）			
日 時	平成 2 4 年 1 0 月 2 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	鈴木委員長、千葉副委員長、吹田・小貫・高橋・上野・斎藤（博）・ 新谷・前田各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局経営管理各部長、水道局・保健所両参事、保健所長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が高橋委員に、中村委員が吹田委員に、林下委員が斎藤博行委員に、北野委員が新谷委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○千葉委員

◎公園施設長寿命化計画について

初めに、公園施設長寿命化計画について伺ってまいります。

公園施設長寿命化計画の策定に当たりましては、公園施設の点検調査が平成23年度に行われまして、この調査費が計上されております。この計画を策定する目的は、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕（改築）や計画的な長寿命化対策など、予防保全的管理による計画的な改築等に係る取組を推進するために策定するものであるということでございます。

そこで、初めに小樽市の都市公園の数について、種別でお示しいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

都市公園の数についてでございますが、現時点で街区公園71か所、近隣公園11か所、地区公園6か所、総合公園3か所、緑地2か所で、合計93か所になっております。

○千葉委員

公園施設長寿命化計画に関連して、平成21年度に国土交通省から、公園施設の老朽化と遊具の重大事故ということで発表されたデータがあります。非常に老朽化が進んでいる中で、公園に設置された遊具のうち、設置後20年以上経過しているものが、国として全体の4割以上も占めているということ、また非常に老朽化が進んでいて重大事故も発生しているという報告がございました。

小樽市では、遊具に関しまして、今までどのような維持・管理がされてきたのか。また過去に、このような重大事故等、遊具に関してそういう事例が発生していないのかどうかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

遊具の維持・管理についてでございますが、まず例年、冬囲いを外すときに、市内一斉に職員による目視点検を行っております。続いて、専門業者に委託をいたしまして、劣化点検を行っております。また、その結果を踏まえて、緊急性あるいは利用状況を踏まえて、補修工事を発注しております。その後、職員によるパトロールは年を通じてやっているのですが、特に夏前後には集中的にパトロールによるチェックを行って、また補修については随時対応しております。

また、遊具による重大事故は、この3年間ではございませんでした。

○千葉委員

市内ではそういう事故が発生していないということによかったと思うのですが、今回の公園施設長寿命化計画を策定するために、対象とした公園数とその理由についてお示し願います。また、中には対象にならなかった公園もあると思いますが、その数と名称、その理由についてもお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

今回の調査の対象となる公園・緑地は、先ほど申しましたように全部で93か所ございますが、そのうち92か所は調査の対象となっております。

また、対象とならなかった公園が1か所ございますが、これは旧商工会館の跡に整備した住吉公園で、調査の時点ではまだ建設中であつたということで、調査対象から外れております。

○千葉委員

ほとんどが調査の対象となっていると理解をいたしました。

この計画を策定するための調査対象となつた92か所の公園についての調査が、どのように行われたのかということで、調査期間や調査方法などについて、御説明を願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

調査の期間は、平成23年5月7日から24年2月29日となっております。

また、調査は造園設計会社に委託しておりまして、この造園設計会社は、公園施設製品安全管理士あるいは公園施設製品整備技士といった方がおりまして、おのおのの設備について点検を行っております。

○千葉委員

今、御説明していただいた調査は、決算額が792万7,500円ということで、国庫補助が2分の1入っていると思いますが、この内訳についてお聞かせいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

この決算の内訳ですが、すべて設計コンサルタントへの委託料となっております。

○千葉委員

委託料ということでわかりました。

今、対象となっている公園施設について調査が行われているということなので、その内容について伺いますが、調査内容を調べますと、かなり細かい部分で一つ一つの調査がされているということで、この間、成果品なども拝見させていただきましたけれども、今日は遊具を対象として質問させていただきます。この対象施設の遊具について、数がどのぐらいあつたのかお示しいただけますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

今回の調査の対象となります遊具は、全部で480か所となっています。

○千葉委員

今、遊具について伺いましたが、そのほかの公園施設についての数は、いつぐらいに取りまとめられるのかについてもお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

まず、遊具が今回の長寿命化計画のメインになるものなので、おのおの細かく集計しているのですが、そのほかの一般施設としましては、ベンチやフェンスなど、数え方もいろいろとございまして、そういったものがございます。あとは、建物としてトイレも今回の長寿命化計画の柱の一つになってございまして、大きな公園といいますか、利用率の高いところは、バリアフリー化も念頭に置いて考えたいと思っております。トイレについては、今、小樽市内の公園に74か所ございます。

○千葉委員

これから示されると思いますので、細かく出ましたら、また御報告をお願いしたいと思います。

遊具の調査結果についてですが、今回の調査では、施設の健全度とか危険度を判定する上で、AからDという形で評価判断が下されると伺いました。これらの内容と、AからDまでの遊具が、それぞれ何か所あつたのかについても数でお示し願えますか。

○（建設）公園緑地課長

遊具の判定結果でございますが、全部で480か所を4段階で判定いたしました。A判定は、健全であり修繕の必要がないものということでゼロでした。B判定は、部分的に異常があり、部分修繕が必要なもので269か所。C判定は、重要な部分に異常があり、部分修繕が必要なもので209か所。D判定は、重要な部分に異常があり、大規模修繕又は破棄する必要があるもので2か所ございました。

○千葉委員

小樽の公園は、かなり古いものからあると思っておりますが、修繕の必要がないものはゼロということで、今後、計画に対しましては早急をお願いをしたいと思うところです。まず、一番悪いDランクが2か所あるということでございましたが、これが現在どのようになっているのか、状況も含めて御説明をお願いしたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

D判定の2か所については、既に撤去などの対応をしております。

○千葉委員

これらの遊具は何の種類だったのか。また、今、小樽は少子高齢化が進んでいますが、子供を抱える保護者からは、公園施設の充実や、先ほどの御答弁にあったトイレの件についての要望が数多く挙げられていると思います。それで、この撤去になった場所については、今後、どのようなお考えなのかについてもお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

撤去したところは、まさに今後の長寿命化計画の中で、改めて同じものをつくるのか、あるいは何か形を変えたものをつくるのか、あるいはつくらないのか、これは利用頻度も考慮してトータルで考えなければならないと思います。

○千葉委員

今、利用頻度等をお考えになるというお話でしたが、市民の方から要望等があると思うので、そういうことも考慮に入れて判断をしていただけないかということで理解してよろしいですか。

○（建設）公園緑地課長

はい、結構です。

○千葉委員

維持・管理が必要なワンランク上のCの部分は209か所ということで、これは絶対に修繕をしなければいけないと思っております。これを修繕するには一遍にはできないのでありますが、今後どのように点検などをするのかについて御説明願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

引き続きの点検につきましては、先ほど申しましたとおり、毎年、業者に委託するなり、パトロールの中で点検をしてみたいと思いますが、今後の進め方としては、現在、昨年の調査結果を用いて、それぞれの施設を改修するための費用が幾らぐらいかかるのかということの一つずつ積算しております。それで、今年度中にこういった施設の緊急性や改修の費用、あるいは各公園の利用頻度といったものを総合判断して、おおむね10年間の長寿命化計画を立てる予定となっております。

○千葉委員

今、計画策定の作業が進められているということですが、コスト面の効果もいろいろと言われておりまして、その辺については、コスト削減の可能性が大体どのぐらいあるか、何割ぐらいかというような数値的なもので、現在、出ているものはあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

縮減率といったものは、現在の部分で数字はまだ出ておりません。

○千葉委員

今回進められる中での財源確保について、国や道からの補助などがどのような形になっているかについてもお聞かせいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

長寿命化計画の事業そのものをもう一回さかのぼって説明させていただきますと、従来であれば、国から補助をもらってつくった施設の維持・管理や改修は、その自治体が自分でやりなさいということで、つくるときだけ補助をもらえるということでしたが、今度、社会資本整備総合交付金事業という制度で、これは公園だけではないのですけれども、一度、国の補助でつくったものの改修に国の費用がいただけるという制度でございます。これにつきましては、長寿命化計画をつくるのが条件となっておりますので、そのために昨年度と今年度で長寿命化計画を立てているというふうに理解していただきたいと思います。

○千葉委員

今、長寿命化計画を立てた上で国からの補助が出て、安心・安全の公園ができるということなので、この長寿命化計画の策定に当たりましては、今年度、予算も出ているということでもありますので、しっかりと早急に進めていただきたいと思います。今、もう10月ですから、計画策定まであと半年程度であります。計画自体はきちんと間に合うように策定されて、新年度には道に示すことができるという理解でよろしいですか。

○（建設）公園緑地課長

一応、そういう計画で進めているところでございます。

○千葉委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎狂犬病の予防注射とペットの苦情について

次に、事務執行状況説明書から、狂犬病の予防関連業務について伺います。

今、ペットブームということもあって、以前から何度も質問をさせていただいているのですが、犬を飼った場合には、自治体への生涯一度の登録と狂犬病の予防注射が義務づけられております。この関連業務の報告が事務執行状況説明書にも書いてございますが、市内の新規の登録頭数と注射済票交付件数の推移について、過去3年間についてお示し願えますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

まず、登録頭数の推移でございますが、平成21年度490頭、22年度443頭、23年度395頭と若干減少傾向でございます。

次に、注射済票交付件数でございますが、21年度5,065件、22年度4,820件、23年度4,768件となっております、こちらも減少傾向となっております。

○千葉委員

どちらも減少傾向ということですが、市全体として現在把握している犬の登録数と、それに対しての予防注射の接種率についての状況がどうであるか、御説明をお願いします。

○（保健所）生活衛生課長

小樽市内の犬の登録件数の総数でございますけれども、平成21年度は6,453頭、22年度は6,514頭、23年度は6,397頭の数字に対しまして、先ほどの注射済票交付件数の注射実施率を計算いたしますと、21年度は78.5パーセント、22年度は74.0パーセント、23年度は74.5パーセントになっておりまして、21年度から22年度につきましては減少いたしました。22年度から23年度については現在横ばいになっております。

○千葉委員

この予防注射に関しましては、いろいろと危惧する声も上がっておりまして、各自治体の犬の登録数と実際の数

では非常に乖離があるのではないかととも言われております。小樽市の状況はどのようになっているかということで、保健所の見解についてもお聞かせ願えますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

犬の登録件数につきましては、厚生労働省で発表している数字と、ペットフード協会など業界の組合で出している数字の二つがございまして、そちらの数字を比較いたしますと、実際に登録されている件数は、ペットフードなどの売行きやアンケート結果の数字と比較しますと、相当低いというふうになっております。

小樽市内についても、恐らく全国と同じ状況というふうに考えておりますので、実際に小樽市内にいる犬につきましては、登録している数よりも少し多いのではないかと考えております。

○千葉委員

狂犬病の予防注射が今は75パーセントということで、全国的に見てどうなのかということもあるのですが、日本では発症例がなく、2006年にあったのはフィリピンだったと思いますが、そこで犬にかまれた方が帰国後に発症して亡くなったというケースが報告をされております。ただ、ほかの国、韓国などの例は出ていますけれども、韓国も一時撲滅をした中で予防注射の接種率が下がって、結局は狂犬病が発症したケースが報告されているということがございまして、非常に周知等が大切だというふうに思っております。

少し項目を変えましてペットの苦情について伺いますが、私たち議員にも、個人や町会から、さまざまな苦情が寄せられておりますけれども、市に寄せられる犬に関しての苦情の件数と内容について、簡単に説明願えますか。

○（保健所）生活衛生課長

平成23年度の犬の苦情件数につきましては、全体で96件になっております。内容につきましては、放し飼いが62件、ふん尿の害が22件、鳴き声が9件、その他予防注射等を受けていないのではないかとこの問い合わせ等が3件となっています。

○千葉委員

保健所で対応するケースもあると思うのですが、寄せられた苦情の中で、保健所の方々が実際に対応して、調べてみたら狂犬病の予防注射を受けていなかったとか、登録の手続きすらもとっていないかったというケースが実際にあるのかどうかについてもお聞かせ願えますか。

○（保健所）生活衛生課長

現在、室内犬等を飼う方が増えてきておりますので、犬の鳴き声等がうるさいということで調査に行ったところ、実際にマンションやアパートの中に犬がいたのですが、保健所には登録されていなかったという事例が何件かございます。ただ、その件数については、今は持ち合わせておりませんので、後ほど調べて報告したいと思います。

○千葉委員

実際に接種をしていない飼い主に対しての対応と、法的にどのような罰則があるのかについてもお示し願いたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

狂犬病予防注射につきましては、狂犬病予防法第5条に基づき、犬の所有者については、毎年1回受けさせなければならないというようになっております。また、罰金についても規定がございまして、額については20万円だったと思いますけれども、そのような規定になっております。

○千葉委員

登録する、予防注射を受ける、また犬が亡くなった場合にはきちんと死亡の届出をするという義務自体を知らない方が多いと思います。

犬の登録料が3,000円徴収されているということで、平成23年度の決算説明書では118万5,000円となっていますが、市民の方から、登録料が一体何に使われているのかという質問を受けることがあります。実際にどのように使

われているのか、お聞かせ願えますか。

○（保健所）生活衛生課長

登録手数料につきましては、生活衛生課の職員 5 名で登録の事務等を実施しておりまして、ほとんどはこの事務
手続をする人件費になっております。そのほかに、登録した方に対しては鑑札を発行しておりますので、この製作
費、また動物病院でも登録の手続ができるようになっておりますので、獣医師会に払う委託料などについてもこの
中に含まれているところでございます。

○千葉委員

そのように使われているということなので、質問を受けた方には説明をしたいと思いますが、逆に犬が死んでし
まった場合の届出を知らなかったという方が多いのですけれども、これに関しましては、毎年の接種のはがきが送
付されて、死んでいるけれどもはがきが送られてきたということで、そういうケースの相談も私は今までに二、三
回受けています。そういうことに関するこれからの対策についてのお考えがないかどうかについてもお聞かせ願え
ますか。

○（保健所）生活衛生課長

自分の犬が死んだときについては、保健所に届出をしてもらうことになっておりますが、実際にはそういったこ
とを知らない市民が多いという御指摘かと思います。保健所で毎年春に送っています予防注射の日程表や手続方法
の中には、わかりづらいのですが、登録事項に変更がある場合や死亡した場合については、電話等で御連絡くだ
さいというふうになっておりますので、こちらの部分についてはもう少しわかるような形で来年度から工夫をしたい
というふうに考えております。

また、小樽獣医師会等をお願いいたしまして、ペット等を動物病院に連れてきた際に、登録や注射がまだ済んで
いない場合は、手続や予防接種をするようにという形で飼い主に話してもらうようなことで、今、依頼している
ところでございます。

○千葉委員

今、犬の登録や届出について質問させていただきましたが、以前質問をしたときよりは、ホームページ等もしつ
けの部分などは充実されてきたと私は思っています。ただ、また違う視点で、今、高齢者の方々が犬を飼うケース
が非常に多くて、ルールを知らなかったり、また散歩にも連れていけない状態になって非常に不衛生な状態のお宅
が増えている実態もあると思います。そういった中で、万が一、狂犬病などが発症した場合に、かまれたり、かん
でしまったり、また、その心配事等が増えては困りますので、このような周知徹底に関しましては、今お話があっ
たように、死亡したらきちんと届出をする、また飼った場合には登録をする、予防接種もしなければ 20 万円以下の
罰金が取られるということをもう少し強く周知の中で訴えていただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

狂犬病予防注射の啓発につきまして、現在、保健所のホームページ、広報おたる、また春には町会の回覧板等で
周知をしているところですが、今後、先ほど申しました獣医師会への依頼のほかに、動物取扱業を担当しておりま
す後志総合振興局とも相談いたしまして、ペットを扱っている業者等についても、ペットを飼う際の購入者にそう
いったアドバイスができないかどうかについて、これから協議等を進めていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

◎水洗化の促進について

水道局に何点かお聞きします。

事務執行状況説明書の 100 ページに水洗化促進戸別訪問という記載があります。この数字を見たときに、頑張っ
ておられるという認識をしましたが、小樽市は下水道がかなり普及しているという認識は持っておりますけれども、

まず小樽市の下水道の普及率と水洗化率についてお聞かせください。

○（水道）サービス課長

普及率についてお答えいたします。平成23年度末の数字ですが、下水道普及率につきましては98.7パーセント、水洗化普及率については95.9パーセントでございます。

○高橋委員

事務執行状況説明書では戸別訪問399件という数字ですが、直近5年間の推移をお示しいただきたいと思います。

○（水道）サービス課長

過去5年間の水洗化促進戸別訪問の件数ですが、平成19年度は460件、20年度は247件、21年度は259件、22年度は252件、23年度は399件となっております。

○高橋委員

これはどの所管が何人で担当されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（水道）サービス課長

担当部署は、水道局サービス課でございまして、限定はしておりませんが、課の職員が交代しながら2人1組で現地へ赴いております。

○高橋委員

普及率が98.7パーセントですから、相当限定されている戸数、地域だと思うのですが、戸別訪問している主な地域と、下水道処理認可内で残っている対象件数をお示してください。

○（水道）サービス課長

まず、地域についてですが、水洗化の低い地区を選定いたしまして、随時行っております。

それから、水洗化設置数については、世帯数で申し上げますと、平成23年度末までに設置数が6万2,504世帯でございます。また、未設置の水洗化されていない世帯が3,159世帯でございます。

○高橋委員

水洗化設置数の少ない主な地域がどこかというのは、お話しできますか。

○（水道）サービス課長

水洗化率で申し上げますと、水洗化率の低い地域につきましては、忍路地区の74.9パーセント、塩谷地区の82.7パーセントが、平成23年度末の数字でございます。ともに小樽の西部地区が水洗化率の低い地域ということでございます。

逆に高いところで申し上げますと、望洋台地区については100パーセント、それから桜地区については約99パーセントでございます。

○高橋委員

毎年200件から300件に戸別訪問をして頑張っていらっしゃるのですが、この中で水洗化に結びついた件数を直近5年間でお示しいただきたいと思います。

○（水道）サービス課長

過去5年間の促進化に伴う水洗化の成果戸数をお答えいたしますが、平成19年度が23件、20年度が8件、21年度が41件、22年度が25件、23年度が17件でございます。

○高橋委員

件数は少ないですが、着実に進んでいるということですね。

それで、水洗化率の少ない地域を重点的に行っているのですが、ここでの課題と問題点について、どのように考えているか、どのようにとらえているかをお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）サービス課長

問題点と課題でございますが、何年か前に、水洗化されていないお宅にアンケート調査をいたしまして、その動向から見ますと、水洗化をしない理由としましては、家屋の老朽化、改造資金の問題、老人世帯であること、借家であるなどの理由がございまして、なかなか水洗化の意欲がないということが傾向的にうかがえます。

これからについては、これまでどおり水洗化率の低い地域を重点的に促進して、継続的に下水道への接続理解、啓発を粘り強く今後とも推し進めてまいりたいと思っております。

○高橋委員

上下水道ビジョンによりますと、平成30年度の目標は、普及率と水洗化率のいずれも99.9パーセントと本当に高い数字だと思うのです。普及率についてはもう少し上がると思いますが、水洗化率については、今後、ここに持っていくための対策、若しくは考え方など、先ほど言った資金面、高齢化の問題も含めて、どのような対策をこれから考えなければならないのか、考えていこうとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○（水道）サービス課長

これからの促進活動については、これまでも行っております貸付制度がございますので、50万円を上限で行っている融資貸付制度を粘り強く市民の方にPRし、促進におけるPRということでは、広報誌や水道局のホームページなどを通じまして、引き続きPRを行ってまいりたいと思っております。

○高橋委員

ぜひ粘り強く頑張っていただきたいと思います。

○合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度について

次に、生活環境部に伺います。関連して浄化槽設置費の補助についてです。

下水道認可区域外については、水道局は手を出せないわけですから、そういう意味では、浄化槽を設置する場合の補助というのは、非常にバランスのとれた政策だと思っております。この補助制度がいつからできたのか。また、その目的についてお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

浄化槽の設置の助成ができた時期についてですが、昨年第2回定例会での議決を得まして、7月末にできた制度でございます。

制度をつくった目的ですが、昨年1月に策定しました小樽市生活排水処理基本計画におきまして、公共下水道整備区域内においては公共下水道による整備を、それ以外の地域については合併処理浄化槽による整備を推進することにし、新たに合併処理浄化槽を設置しようとする世帯へは、設置整備事業の補助金制度を導入することによりまして、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした制度ということでつくりました。

○高橋委員

昨年ということで、私も少し認識不足だったのですが、こういうバランスのとれた制度がなぜ昨年だったのか。なぜ、もっと早くできなかったのかというのが疑問です。これについては、どのように考えていますか。

○生活環境部次長

もともと普及率が高いということで、浄化槽についてはあまり設置を進めるという部分ではなかったのですけれども、先ほども申しましたように、生活排水処理基本計画につきましては、もともと一般廃棄物処理基本計画の中にありましたが、その中で合併処理浄化槽については、まだ規定しておりませんでした。その後、新たに生活排水処理基本計画をつくったのですが、一つのきっかけとしては、小樽市のし尿の処理部分が今まで礼文塚の処理施設でやっていたけれども、老朽化してきたことに伴って、新たにどういう施設で処理をするかという計画を立てました。厚生労働省のMICS事業で中央下水終末処理場で一元処理するというので、MICS処理事業を市で

も行おうという計画をしました。その中で、先ほども申し上げました生活排水処理基本計画をつくることと、それにあわせて合併処理浄化槽の制度も必要だということで、今回、策定になったということであります。

○高橋委員

それで、具体的な対象件数を知りたいのですが、先ほどは下水道認可区域内ということで聞きましたけれども、今度は対象区域以外ですから、下水道認可区域以外での浄化槽の対象件数は押さえていますか。

○（生活環境）管理課長

昨年 3 月 31 日現在の数字になりますが、公共下水道整備区域外で、既に合併処理浄化槽を設置している世帯を除いた世帯は、347 世帯ということで把握しております。

○高橋委員

では、逆に設置されている件数は何件になりますか。

○（生活環境）管理課長

これも昨年 3 月 31 日現在の数字になりますが、合併処理浄化槽を設置している世帯数につきましては、105 世帯となっております。

○高橋委員

それで、この設置補助の内容について、対象と補助金額を説明してください。

○（生活環境）管理課長

まず、補助の対象ですけれども、設置場所が下水道法に基づく下水道認可区域内であること。設置しようとする浄化槽の用途が住宅専用であり、処理対象人員が 10 人以下であること。浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。浄化槽の機能が基準以上で登録されていること。申請者が市税等を滞納していないこと等が対象要件となっております。

補助金額は、浄化槽の大きさによって三つに分かれておりまして、5 人槽以下でありますと 35 万 2,000 円、6 人から 7 人槽でありますと 44 万 1,000 円、8 人から 10 人槽でありますと 58 万 8,000 円となっております。

○高橋委員

ざっとでいいのですが、全体工事費の何パーセントぐらいを補助率として考えていますか。

○（生活環境）管理課長

今回の補助金額を算定するに当たりまして、市内の幾つかの浄化槽の設置業者に工事費の見積りというか、大体幾らぐらいかかるかという経費をお尋ねしました。その結果によりまして、5 人槽で 100 万円弱となっております。この補助金は、市が助成する際に、国から市が助成した金額の 3 分の 1 を補助してもらえることになっております。その際の国の考え方として、設置者が工事費の 6 割負担、残りの 4 割を国と市町村が負担するということになっておりまして、市としても大体 4 割ぐらいの補助ということで今回決めたものでございます。

○高橋委員

昨年 7 月から周知されていると思うのですが、平成 23 年度に申込みをされた件数はどのぐらいありましたか。

○（生活環境）管理課長

実際に申込みをされた方は、いらっしゃいませんでした。

○高橋委員

周知方法についてですが、対象になっている 347 世帯に対しての周知は行いましたか。

○（生活環境）管理課長

個別ということではないのですが、制度が決まった際には、昨年 7 月 29 日に市のホームページにこういう助成制度ができましたということで掲載しております。また、昨年 10 月には、広報おたるで周知を図りました。また、同じく昨年 10 月に市内の浄化槽の点検業者にチラシを配付することによりまして、補助制度を説明したところでござ

います。

○高橋委員

水道局と同じようにとは言いませんけれども、対象が絞られているわけですから、せっかくいい制度なので、ぜひ周知はしっかりやっていただきたいと要望しますが、いかがですか。

○（生活環境）管理課長

郊外部の地域になりますので、また対象となる地域が限られてきますので、今後につきましては、例えば町会の回覧板でチラシを配っていただくような形でさらに周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○高橋委員

ぜひよろしくをお願いします。

◎収集運搬委託料と車両貸付料について

収集運搬委託料と車両貸付料について、いろいろと議論したかったのですが、時間がもうありませんので、確認だけさせてほしいと思います。

収集運搬委託料の内訳については調べていただきましたが、1日当たりの契約単価 5 万 1,600 円の内訳を後でお示しいただきたいということが一つです。

もう一つは、委託車両の中で、すべて市で把握されているのですが、市が有料で貸し付けている車両の内訳が、いただいた資料と清掃事業概要とでは食い違っていますので、後でいいので説明をいただきたいと思います。

それからもう一つは、この使用料を算定した算定式について、少し疑問がありますので、公有財産の使用料を参考にしたと伺っていますが、そのときに参考にした算定式と、環境部で算定した算定式の数値に若干食い違いがありますので、この理由についても、後で結構なのでお聞かせいただきたいと思います。この宿題をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）管理課長

後ほど説明したいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎医療扶助適正化事業について

生活保護について、4 点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、決算説明書の 160 ページに載っております医療扶助適正化事業費 744 万 5,000 円の事業の目的をお知らせいただきたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

医療扶助適正化事業は、医療費の適正化を図るものですが、この事業の中身といたしましては、レセプト点検業者にレセプトの点検業務を委託しますので、その委託料が主なものです。そのほかのデータにつきましては、社会保険診療報酬支払基金から小樽市にデータが送られてきますので、そのデータの提供のための経費になっております。

○斎藤（博）委員

関連して聞きますけれども、2 段下に医療費審査支払事務手数料とありますが、この内容はどういうものか、お知らせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

医療費審査支払手数料は、社会保険診療報酬支払基金で医療機関からレセプト請求がされますので、その中身を

点検するときの手数料として支払ってございます。

○斎藤（博）委員

生活保護を受けている人が医療扶助として病院にかかった場合は、医療機関は生活保護受給者だということでレセプトを上げていくと思うのですが、そのレセプトが適正なのかどうかというあたりを医療費審査支払事務ということで審査していると思うのです。それで問題のあったレセプトは、いろいろな形で医療機関に戻していくと思うのですが、その流れとの関係で、医療扶助適正化事業に約740万円をかけて具体的に何をお願いしているのかをもう少し詳しく説明してください。

○（福祉）生活支援第1課長

医療機関の請求につきましては、基本的に社会保険診療報酬支払基金で点検いたします。それで、医療費の金額が決まるのですが、その請求内容が正しいのかどうか、例えば重複しているものがあるのかという内容の審査を医療扶助適正化事業の中で、点検業者に個々のレセプトの中身を点検してもらっています。その中で重複受診や頻回受診、あるいは過誤調整関係のチェックを行っているということでございます。

○斎藤（博）委員

そうすると、支払基金でおかしいのではないですかと言ってきたものとは別に、その内容を独自に調査しているということですか。

○（福祉）生活支援第1課長

独自に調査というか、重複調査といいますか、社会保険診療報酬支払基金は社会保険診療報酬支払基金で、点検業者は点検業者という形で、それぞれが中身をチェックしているということでございます。

○斎藤（博）委員

くどいようで申しわけないのですが、医療扶助適正化事業を民間のレセプト点検業者に支払ってやっていただくことによって、例えば平成23年度では、過誤調整でどれぐらいの医療費が戻ったとか、こういった効果があったのかというのは答えられるのですか。

○（福祉）生活支援第1課長

明確な効果という形ではなかなか現れてはこないのですが、平成23年度で言いますと、レセプト点検の結果、過誤調整を行ったものが2,833件です。それに伴って、請求が違ったために戻したものがありますので、その部分の7,233万2,541円の医療費を1度レセプト点検に戻しているということでございます。これがまた医療機関から再審査となって戻ってきますので、結果的にこの金額のすべてが効果額として出るものではございません。

○斎藤（博）委員

そうすると、これからも生活保護を受けている方の医療扶助については、今言っている医療扶助適正化事業と審査支払事務手数料を払っている社会保険診療報酬支払基金での審査を並行していくというような点検が続いていくという理解でよろしいでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

そのとおりでございます。

○斎藤（博）委員

わかりました。

◎ケースワーカーの数について

次に、質問を変えまして、現在、小樽市の生活保護のケースワーカーの総数と生活保護世帯数をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）生活支援第1課長

4月10日現在の数字で、ケースワーカーの数は43名、生活保護を受けている世帯数は3,841世帯でございます。

○斎藤（博）委員

ケースワーカー 1 人当たりで何世帯を持っていることになりますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

ケースワーカー 1 人当たり 89 世帯でございます。

○斎藤（博）委員

この 43 人のケースワーカーは、いろいろな役割を持っているので、すべての方がケースワーカーではなくて、実際にはケースを持たない人もこの中に入っていますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

ケースワーカーにつきましては、全員ケースを持っております。ただ、相談員が 1 人おりますので、その者については担当世帯の受持はございません。ですから、42 名で全世帯を持っている形になります。

○斎藤（博）委員

割り返したときには 89 世帯という答弁をいただきましたが、ケースワーカーが持つ生活保護世帯のケースの数については、どのような基準があるのか、お知らせいただきたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

ケースワーカーの基準ですが、社会福祉法におきましては、生活保護を担当する現業員の数は被保護世帯 80 世帯につき現業員 1 人という割当てになっております。

また、標準数でいきますと、1 ケースワーカーが 80 世帯を受け持つということです。

○斎藤（博）委員

前半の部分が少しわからなかったのですが、標準数で言うと、ケースワーカーが 1 人で 80 世帯ぐらいを持っているのが標準だと言われていると思うのです。昔は厚生省基準という言い方をしていたと思うのですが、厚生省基準の数字は 80 世帯だったと記憶しているのですけれども、厚生省基準と言われている基準と、今おっしゃられている標準の違いについて説明してください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

以前は法定数ということで、1 ケースワーカー 80 世帯という縛りがあったのですけれども、今は標準数となっていますので、おおよその目安ということになっています。ですから、1 ケースワーカーが 80 世帯を超えて持っても、社会福祉法の定めからすると、反してはいないということになっております。

○斎藤（博）委員

今、どういうふうに考えられているかという結論を聞かせていただいたのですけれども、厚生省基準だったら守らなければならないけれども、標準になったから守らなくていいということをおっしゃっているのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

法定数だから守らなければならない、標準数だから守らなくてよいということではございません。ただ、全国的に生活保護を受けている方が増えてきていますので、その中で各福祉事務所においても、ケースワーカーの数はそう増えておりませんので、どうしてもケースワーカー 1 人当たりの生活保護世帯の持ち数が増えています。そういう中で、ある程度柔軟な対応もできるような体制をとっております。

○斎藤（博）委員

考え方だと言われればそれまでなので、そうなのかもしれないと思うのですが、適正な生活保護行政を行う際に、国では、ケースワーカーの持分として、例えばお年を召していて施設で入院をしていて静かに寝ている高齢者から、いろいろな方がいるので簡単には言えないというのはわかるのですけれども、1 ケースワーカーが 80 世帯というのが適正な生活保護行政を行う上での目安というか、やはり追求していかなければならない数字ではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

確かにケースワーカーの持ち世帯数が増えることによって、きめ細やかな世帯状況の把握など、そういう指導ができづらくなるので、なかなか難しいところではありますけれども、全体の職員の配置もございますので、標準数への配置というのはなかなか難しい状況ではございます。ただ、標準数に近いケースワーカーが配置されることが望ましいということは確かでございます。

標準数は80世帯ですが、先ほどの高齢者世帯については、世帯の状況の変化はほとんどございませんので、現状といたしましては、そういう世帯を担当する者についても80世帯以上、例えば100世帯とか105世帯を受け持たせていただいて、そのほかのケースワーカーの持ち世帯数をある程度80世帯以内に抑えるという対応は行っているところでございます。

○斎藤（博）委員

おっしゃっている事情や、小樽市全体の職員数の問題などを意識されているのですが、私は、やはり基準がある以上は、生活保護を所管する部なり課として、基準を上回っているときに適正な生活保護行政が担保されるのかが一番大きな問題だと思っているのです。その辺については、先ほど、原課としてはできたら守っていききたいと聞えるような答弁もあったのですが、その辺についてどういう考えを持っているのか、もう一つは現状で支障はないのかということについて、もう一度御答弁願いたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活支援課といたしましては、今は標準数に比べて不足していますので、不足しているケースワーカーの配置を求めていくことは必要だと思っています。ただ、現状はやはり足りませんし、その中で高齢世帯の持分を増やすなど、それぞれ調整していますので、その中でケースワーク業務のやりくりをしているというところでございます。

○斎藤（博）委員

適正な数の配置については、ぜひ努力してもらいたいと思います。

総務部長もいらしていますので、ぜひ覚えて帰っていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

○総務部長

今、ケースワーカーの配置についてのやりとりがございましたが、基準には達していないという話は従来からも原部からは聞いておりますし、今後、今どの程度の支障があるのかについての答弁がなかったような気もするのですけれども、その辺の話も原部と十分に話させていただきながら、今後の配置について検討させていただきたいと思っています。

○斎藤（博）委員

◎生活保護世帯への就労指導について

質問を変えまして、生活保護に関係する三つ目の質問です。

平成23年度の1年間で全国的な話はよく報道されているのですが、小樽市での生活保護の新規の件数と廃止になった数について、それぞれ23年度の件数をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

平成23年度中の生活保護開始件数は、453世帯でございます。

また、23年度中に廃止になった世帯は、364世帯でございます。

○斎藤（博）委員

まず、新規の主な理由についてはいろいろとあるとは思いますが、小樽における生活保護を新規開始する主な理由というか、原因について、主なもので結構ですからお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

開始に至った主な理由ですが、まずは手持ち現金や預貯金の減少によるものが一番大きいです。その次に世帯主

の傷病、そして稼働収入の減少、失業等も含みますが、そういう稼働収入の減少によって生活保護を申請するとい
うものが、主な申請理由でございます。

○斎藤（博）委員

今、理由を三つぐらい言っていたいたのですが、この部分の新規件数の内訳はわかりますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

先ほど一番大きいと申しあげました手持ち現金、預貯金等の喪失によるものが216世帯でございます。続きまして、
世帯主の傷病については54世帯でございます。あと、失業などによって稼働収入がなくなったというのは10世帯で
ございます。

○斎藤（博）委員

次に、先ほど廃止の数をお示しいただいたのですが、廃止の主な理由と件数についても同じようにお聞かせくだ
さい。

○（福祉）生活支援第 1 課長

廃止につきましての主な理由は、死亡がほとんどで132世帯です。続きまして、転出です。これは市外、道外も含
めますが、35世帯でございます。そして、働くことによって収入が増加しましたというものが33世帯ござい
ます。これらが主な理由でございます。

○斎藤（博）委員

今、廃止の理由で、就労に伴って廃止になったという世帯があるという答弁をいただきましたが、一方で、働い
ていても収入の関係などで、引き続き生活保護を受けている方も多いと思います。就業しているけれども生活保護
も受けているという世帯数がどのぐらいあるか、お聞かせください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

世帯主又は世帯員が働いている生活保護受給世帯の割合は、平成23年度で15.4パーセントでございます。

○斎藤（博）委員

15.4パーセントというのは何世帯なのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

590世帯でございます。

○斎藤（博）委員

生活支援課には就業指導員という方が配置されているのですが、就業指導員の人数と主な仕事の内容をお聞かせ
ください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就業指導員は現在、嘱託で2名配置しております。主な業務の内容といたしましては、生活保護受給者の就労支
援なので、例えば履歴書の書き方や、どういう仕事に向いているかなどのアドバイスというのが主な業務ござい
ます。

○斎藤（博）委員

就業指導員は2人で毎日やっていると聞いているのですが、そういうアドバイスや指導をした方が、1年間にど
のぐらいかという件数は押さえているのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就業指導員が平成23年度において就業指導をした件数は、延べ件数で1,252件でございます。

○斎藤（博）委員

その中で、そういうアドバイスや指導が功を奏して、生活保護を抜けられるかどうかは別としても、就業を得た
という件数はわかりますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

1,252 件の相談を行いまして、実際に就職したのは 139 件でございます。就職率としましては 11.1 パーセントほどにとどまっている状況でございます。

○斎藤（博）委員

もう数の話はしませんが、要はケースワーカーがいろいろとやっているのだらうと思うのですけれども、就業指導員の仕事とケースワーカーの仕事の連携というのは、どのような仕組みなり流れで行われているものなのか。例えば、先ほどの数も全部のケースの数ではないわけですから一定絞られているのですが、その辺がどういう基準で絞られているのかというのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就労指導についてですが、基本的にはケースワーカーが生活保護を受けている世帯に訪問などをして、いろいろな相談や指導をしていますので、その中で稼働について何も阻害要因がない方については、ハローワーク等を利用して働いてくださいという指導をしています。しかしながら、ハローワークを利用してもなかなか就労に結びつかない方がどうしてもいらっしゃいますので、そういう方については、就業指導員と連携して、その方の職歴や資格を加味しながら、就業指導員が、今求人が出ている仕事にはこういうものがありますというものを紹介しながら、就業指導をしているということでございます。

○斎藤（博）委員

そういう努力をされているというのはわかりましたが、先ほど就業している世帯数を聞きましたら、平成 23 年度の就職率、就業率の推移を見ると、例えば経済状況が悪くなっているんで落ちているものなのか、それとも今お話しいただいているようないろいろなアドバイスやサポートによって、保護世帯の中では上昇傾向にあるのか、就業世帯数の推移というのはどういうふうに押さえていますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就職率についての数字というのは押さえてはいないのですが、先ほど現在の就業指導員は嘱託が 2 名で、1,252 件の指導を行っているという答弁をさせていただきましたけれども、平成 22 年度までは就業指導員 1 名でしたので、その中で就業相談を行った中では、就職率は 25 パーセントほどで推移をしておりました。ただ、23 年度につきましては、就業指導員を 2 人に増やして相談件数を増やしましたが、なかなか就職には結びつかないということで、就職率は 11 パーセントほどに落ちている状況でございます。

○斎藤（博）委員

そうではなくて、先ほど 590 世帯で 15.4 パーセントが就業率だというふうに言われましたので、これの平成 22 年度や 21 年度の数字をお示しいただいて、傾向としてどういうふうになっているのかというのを聞きたいのです。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就職者の数ですが、平成 21 年度は 100 名が就職しています。22 年度が 129 名、23 年度が 139 名なので、就職している数については、若干ですが増加傾向にある状況でございます。

○斎藤（博）委員

そうすると、大体 100 名ずつ増えてきて、現在は 590 世帯に達しているという理解でよろしいですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

平成 23 年度の就職者は 139 名ですが、先ほどの 590 世帯というのは、それ以前から就職されている世帯なので、これは就業指導によって就業した数とは別のものでして、590 世帯に今年が増えたということではございません。

○斎藤（博）委員

就業指導にかかわらず、今、平成 23 年度の決算の段階で、小樽の生活保護の中で働いているのは 590 世帯で 15.4 パーセントぐらいの人が何らかの就業をしている人なので、22 年度だったらこのような世帯がどのぐらいだったの

かという話で、これが600台なのか、500前半なのか、要するにどのぐらい増減したのかを聞きたいのです。

○（福祉）生活支援第 1 課長

世帯員又は世帯主が働いている数ですが、こちらは平成21年度で583世帯、22年度で582世帯、今年は590世帯なので、580世帯前後で推移しているという状況です。

○斎藤（博）委員

今は590世帯ですが、数字が順調に増えていっているのではなくて、その前が583世帯、582世帯ということですから、大体そのぐらいの中にいるというふうに受け止めました。

それで、お聞きしたいのは、今は生活保護を受けていて就労していない方の中で、就労する意思のあるという人の把握というのは、どういうふうになっているのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就労する意識のある方というのは、数字としては押さえてございません。

○斎藤（博）委員

全体のうちの16パーセント前後が生活保護を受けながら働いているということですが、この方々のほかに、潜在的に働きたいけれどもなかなか仕事が見つからないという方などにもいます。いろいろな条件があるので一つにはくれないかもしれませんが、実際に就業活動を真剣にやっている方がどのぐらいいるのかということを知りたいのですが、そういう個々の集計は行われていないということなのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

個々の数値の集計は行っておりません。各ケースワーカーが生活指導を行っている中で、就職活動をしてくださいという指導をしていますので、その中で就職意欲の高い方は積極的にハローワークを利用している状況はございますが、それが何人いるかという数字の押さえは今のところしておりません。

○斎藤（博）委員

例えば、一時的に生活保護を受けても、何とか自立しようと頑張って、自分のコネで仕事を探したり、自分でハローワークに行ったり、一生懸命就職活動をして仕事を見つけていく方もいると聞いています。そういった中で、どう考えてももう働くことは無理だという年齢の方や病気の方などがいらっしゃる中で、一つにはくれないのですが、その中で働く意思を持っているけれども、なかなか条件が整わなくて就労できないでいる実態は、押さえたほうがいいと思うのです。その辺については、今後も含めてどういう考え方に立って進めていくのか、見解があったらお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）生活支援第 2 課長

私どもが就労指導をするに当たりまして、まずは稼働年齢層といいまして、働ける年齢であるかどうかをチェックします。そして、病気などの就労阻害要因があるかどうかを確認しまして、例えば病気で働けないということであれば、そういう方は外します。また、その方によっては子供とかその他の理由で働けない場合、残った人について、働いてくださいという指導はしていきます。その人の状況に応じて、フルタイムで働くのか、短時間でもいいから働くのかという指導をしていくことになります。実際に行っているのは、ケースワーカーが各ケースに対して個々に指導しているということで、生活保護を受けている方は、先ほども話しましたが、年間で何百人という単位で変わっていきます。そして、生活保護を受けている方でも、働けるか働けないかというのは、病状によって変わりますので、そういった数字を押さえること自体が個別に拾っていくことになるので困難であるということと、それが実際に業務に反映するのは非常に難しい状況ですので、押さえていくのは、今後とも困難であると思います。あくまでもケースワーカーが個別に就労指導していく中で個々に自立を図っていくといった業務になろうかと考えております。

○斎藤（博）委員

その見解が分かれるというか、考え方だとは思いますが、生活保護を受けている方々の持っている問題がいろいろと指摘される中で、稼働の問題が結構指摘されている部分もありまして、個々のケースワーカーが80世帯から100世帯のケースを持つ中で、就業指導をしたほうがいいと思われる数や世帯についての認識は持っていると思いますし、個別の指導なり、接触はしていると思うのです。ただこれが、小樽で生活保護を受けている人の動態として、どういう状態なのか、例えばそのうちのどのぐらいの人が就労意思を強く持っているのか、強くはないけれども持っているのかといったあたりのカウントというのは、これから生活保護で指導していく上では必要でないのかと思うのです。今の課長のお話では、特に必要ないという話ではありますが、やはり今後、適正に生活保護行政を進めていく上では、就業が大きな課題になりかねない部分もあるので、それぞれのケースワーカーが押さえているのであれば、係単位など、何らかの形で状態を押さえていくことも検討していただけないかと思うのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

就労指導につきましては、小樽市独自で行うだけではなく、ハローワークとの連携も、今、非常に求められていてまして、実際に、そういった連携は行っているところでございます。ハローワークと共同で指導をしていく中で、数字の押さえが必要になってくる部分もありますので、そういった個々の状況に応じて、必要に応じて数字の把握なども考えていきたいというふうに考えています。

◎不適正ごみについて

次に、生活環境部にお尋ねします。

時間がないのでまとめて質問しますが、不適切なごみ出しの苦情の相談というのは、平成23年度にどのぐらいあったのか。また、そういった不適切なごみ出しがあったときに、出した人がわかった件数がどのぐらいで、それに対してどのような指導がされているのかをお聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、私のところに来る相談としては、共同住宅のごみステーションの問題が大きいのですが、小樽市で共同住宅を建てる時には、ごみのステーションの設置基準をつくっているはずですが、それはどういった内容でつくられているのか。それが新築住宅では守られているのかといったあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）廃棄物事業所長

まず、市内の各ステーションの不適正ごみの発生についてですが、実はそういった苦情等は、ほぼ毎日来ておりまして、私どもの押さえとしては、苦情があったときには、巡回指導員が苦情のあったところに訪問して指導するという形をとっています。実は、私どもも、苦情の件数というのは特に押さえてございませんが、先ほど申しましたように、毎日発生しておりまして、本年8月に苦情があった中で実際に名前がわかったという部分での個別指導の件数が111件ございました。

方法としては、今申し上げましたように、市民からの苦情に基づいて指導員が各ステーション等の現場に行き、苦情者と話をさせていただき、不適正ごみの中身を見まして、その中で名前や住所などが出てきた場合につきましては、個別にそのお宅に伺って指導している状況でございます。

それから、共同住宅のごみステーションの関係ですが、小樽市にもごみステーションの設置に係る指示基準がございます。共同住宅につきましては、1棟の建物の中に4戸以上の住宅がある場合については、この基準に当てはめて共同住宅の中にごみステーションを設置していただくということで指導しているところでございます。

○斎藤（博）委員

先ほど聞いたのですけれども、新しいアパートについては、今の基準がほぼ守られていて、アパートの敷地内にごみステーションがあると理解していいのかどうかを、もう一回お聞かせください。

また、そういった中でも、不適切なごみ出しによって地域では非常に困っているところもあるし、トラブルも起きているので、小樽市としては、まちの美観や地域での生活の問題もあるので、不適切なごみ出しに対する規制については、もう少し規制を強めるというか、適正化を図っていくことも検討できないかと思うので、この 2 点をお聞きして終わりたいと思います。

○（生活環境）廃棄物事業所長

まず、新築の共同住宅に関しましては、建築指導課から建築確認の申請が回ってきますので、その都度、私どもから建築主等に話をしまして、ごみステーションを設置するように指導しておりますので、新築につきましては、基本的にはおおむね設置されていると理解されて結構だと思います。

それからもう一つは、不適正の対策強化ということですが、私どももできるだけ、例えばごみ有料化が導入された平成17年度ころですと、市民の皆さんも排出の仕方がまだ理解できていなかったということもございますので、結構不適正なものが多かった状況の中で、私どもも導入部分ということで、特にそういう不適正が多いところをピックアップして、例えば職員が早朝、ステーションに立ち会うとか、監視して指導に当たるということをしてございました。ただ、現在は、巡回指導員が 6 名ということで、現地でのそういった対応がなかなか難しいのですが、今後も引き続き、不適正というのは近所の苦情も結構ございますので、そういった中では市民の皆さんの苦情にできるだけ速やかに対応するというのと、やはりもう一つは日常の指導員のパトロールを強化するなどして、できるだけ不適正ごみの排出防止に向けて努力してまいりたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽へ移します。

○吹田委員

◎土木工事に係る予算と決算との対比と契約変更について

それでは、まず土木工事にかかわっての問題についてお聞きします。毎年、予算をこれだけ計上しますとなっていて、決算において、こういう形のことがありましたというようになると思うのですが、これは表示の仕方だと思うのですが、例えば道路新設改良費など、当初予算では何々についてということで、何かアバウトな全体数字の中で示していますけれども、それについての決算では、どこの工事を幾らとか何メートルを幾らでやりましたとなっています。自分たちが予算と決算を対比する場合に、そういう個々の工事について、どういうところから拾った数字で整合性を持つのかという問題があるのですが、この辺については、予算を提示した側が、どういう形を考えてそういう形にしているのかということについてお聞きしたいと思います。

○（財政）財政課長

まず、予算の部分につきましては、あくまでも予算ということで、細かい路線の表示はしておりませんが、決算になりますと、どこの線で何メートルということが明らかになってきますので、決算においては、その辺を詳細に示した形で説明する形をとってきているところでございます。

○吹田委員

細かなものということで今おっしゃいましたが、一応、どの地点とどの地点はやるという形で予算を立てていると思いますので、予算の立て方と決算の中身については、合っているという形で見ていいのですか。

○（建設）建設事業課長

道路新設改良工事に限ったことではないのですが、予算を立てる段階で、個々の路線の延長、幅員などの数量を積み上げて算出して、総括で予算書として計上してございます。ですから、決算では、おのおのの数字については固まっております。ただ、決算上の対比についてはできない状況になっています。

○吹田委員

私は、数字的なものとして、当初予算を幾らで計上して決算で幾らだという感じであると思うのですが、やはり個々の工事について、そもそも幾らの予算をもっていたかということがないと、こちらでは対比のしようがないというのが現実でございますので、そういう面ではそういうことが必要な部分もあると考えています。

前にも質問させていただいたのですが、工事の関係で、特に土木の場合は、何か確定数字で契約を結ばない形で、工事をやっている最中に何か特別なことがあればそれなりに変更するということを以前の答弁で聞いているのです。先ほど話しましたが、私にすれば公共工事は契約を結ばなければ工事ができないと基本的には考えていまして、そういう中では工事の最中に問題が起きますから、そのときにどのようなことをされて工事を進めるのかということについて、昨年度の特定の工事を一つ挙げていただいて、具体的な部分を説明してください。

○（建設）建設事業課長

昨年度の工事を例にということで、昨年 5 月 13 日に発注した桂岡 3 号幹線側溝改良工事で説明いたしますが、この工事につきましては、工事の早期発注ということで、設計図書の作成に係る時間の短縮や早期発注を目的として、概数発注をしてございます。概数発注というものは、設計変更ありきという形の中で、その概数の確定ができなければ設計はできないということになっております。これは 5 月 25 日に発注いたしまして、契約が 5 月 27 日で、工期が 8 月 30 日でございます。着手につきましては 5 月 27 日、その後、準備工としまして 6 月 1 日から 6 月 14 日まで請負業者による現地測量、施工図の作成をしてございます。それで、発注した図面等を調査しまして、現地の異なる状況が発生した場合、業者は施工図をつくり、監督員の承認を得るということで施工を進めております。その部分で、業者からの施工図の提出があったのが 6 月 7 日でございます。これにより、監督員がその図書について了解を出しまして実際に工事にかかるという状況になっております。そういう中で工事が進められまして、最終的に 7 月 25 日に業者からの変更設計予定図、数量計算書、見積りの参考資料の提出がありまして、これについて市で設計変更をするということで承諾いたしまして、設計変更の手続に入らせていただいております。設計変更の手続につきましては、8 月 8 日に起案をいたしまして、契約を 8 月 9 日、完工が 8 月 26 日となっています。以上が発注から完工までの流れとなっております。

○吹田委員

今の答弁をお聞きしましたら、5 月 27 日くらいからの動きでありまして、設計変更の関係が 7 月 25 日でございますが、7 月 25 日の設計変更というのは、内容的に何を変更することになったのですか。工事がどの程度進んだ段階でこういう変更が必要だということになったのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

7 月 25 日の変更内容でございますけれども、6 月 7 日に詳細な図書が、図面等の提出があったときには、発注等の図面と相違がございましたので、設計変更があるという状況が発生いたしました。その後、工事が進められておりまして、概数部分の確定、地先の取付けによる側溝若しくは横断側溝の位置の変更、すりつけの工法など、すべて変わる可能性もございます。そういう状況の中で、最終的に請負業者からの数量の提出があった後に変更をしているという状況です。

○吹田委員

私は、そういう形で数字が変わるのであれば、契約をしなければだめだと基本的に思っているのですが、今のお話では、工事自体は進んでいたと言っておりますけれども、これはそういう形でやることが常態として考えられるのですか。

○（建設）建設事業課長

設計変更の契約をしてから工事が進むのではなくて、我々は請負業者と市との協議の中で、覚書みたいなものをつくりまして、そういう状況の中で工事がストップしないように、業者がスムーズに工事ができるように、協議簿と

いうものをつくって仕事をしております。

○吹田委員

私は、設計変更については特に問題ないと思うのですが、問題は数字のことで、最終的な工事費が幾らになるかをきちんと把握しないと頼めないというのが基本だと考えているのです。そうであれば、現地でやったことは、後に請求が来たら、払わざるを得ないという感じのやり方になりますよね。

今回は決算ですからお金のことだと思うのですが、そういう面では、そういう形のことが適切になっていたかどうかということを我々はここで考えるのです。そのときに、状況がこうだからやらざるを得ないのだろう、監督者と業者の関係で何かここまでやりましたということですが、基本的にお金がかかる問題でないことだったらいいのですけれども、形になった場合はお金ですから、そのお金について発注者側はどのような感じでとらえていたのかと思うのです。この辺の考え方について少しお聞かせいただきたいのです。

○（建設）建設事業課長

変更に係る金額等の関係でございますけれども、大きく変更のかかる部分で、例を言いますと、仮設におきまして、私どもで考える簡易な仮設ができなくて重大な変更を伴う仮設が生じた場合は、それに伴う費用を算出して、それに伴う費用が現計予算の中で捻出できるのかどうか、そこら辺を考えながら業者とは打合せをしております。

また、発注をした元請業者の図面が、最終的に出来形が変わった場合につきましては当然変えなければならないものですから、予算として、業者からの勝手な請求でなくて、私ども監督員若しくは市と請負業者との契約の中で、契約には協議簿をつくっていますので、協議簿の中で、そういう状況の話し合いをして進めておりますので、業者から言われたものをすべて設計変更に盛り込むということにはなりません。ただ、業者の都合で高い資材を使うというようなものについては、私ども設計変更で確認していました。そういうことで、業者との綿密な打合せの下でやっておりますので、経理的におかしいということは発生していないと私は考えております。ただ、協議簿につきましても、発注者、発注元、おのおのの決裁、市であれば課長職まで、請負業者は現場代理人の判を押して、おのおので控えを持つ状況ですので、不適切な経理はないと私は考えております。

○吹田委員

問題は、今までも私が建設の関係で質問したときに、常にそういうことがありますということなので、例えば総体の予算の枠を持っていますから、総体の予算の中でオーバーしなければいいというような気がするのです。だから、その一つ一つについて、これ以上は絶対にだめだというものをその中で決めてあるのであれば、万が一想定したい何かがあった場合は予算を超えますので、そうしたら当然、補正予算の計上などになりますが、今までそういうような感じでこういう形で来たことがないので、恐らく予算の範囲であれば、原課と業者でこうだからもう一度やりましょうということになって、どんどん数字を変えられて、今おっしゃったように課長までの決裁で全体が動くのであれば、それでどんどん進んでいくという状況になっているという形で見えるのですが、それで間違いないでしょうか。

○（建設）建設事業課長

予算の執行に当たっては、一本一本の工事で持っていないものですから、総枠の中で道路新設改良費という工事費を持っておりまして、その中で足りない分については全体の工事費の中で、流用ではないのですが、やりくりをしております。

また、予算の範囲内で工事をやればいいのかというお話の中では、私どもが発注した図面と出来形が違えば過不足になりますので、それは絶対に設計変更をしなければならないと考えております。

あと、課長決裁でということがあるのですが、協議簿につきましては、課長決裁までということで監督員要領にもなっておりますので、不適切な執行ではないと考えております。

○吹田委員

今の答弁の中にもありますが、各ものに対しては、入札の段階で予定価格が出ています。今、話していたのは、そういう何か充てた場合は、その数字を全体の中で調整するというのですが、予定価格は出ていますから、予定価格自体は変えようがないような気がするのです。予定価格と、それから今の総体の予算の中に入れますというこの整合についてはどういうふうになっているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

予定価格は、あくまでも発注する工事の予定価格でございます。私が言った総体というのは、道路新設改良費の総額の工事費ということで、予定価格と道路新設改良費の総額とは相違があるものです。

○吹田委員

予算の総枠をどうやって案分するかにあって、基本的に予算は、件数が出てきて、工事の中身、工事等がいろいろあると思うのですが、こういうことにはこの予算ということで全部つくって、それを足したものが総体予算だと考えているのです。ですから個々の工事については、必ずこの範囲の予算でということが決まると思うのです。そういう形で予算を見ていいと思うのですけれども、いかがですか。

○（建設）建設事業課長

予算についてですけれども、来年度やる工事について、延長が幾ら、それに対する工事費が幾ら、そういうものは一本一本押さえております。ですから、それらの積み上げが工事費の総額になっておりますが、詳細設計をしたときに、当初予定した額が変わる可能性もございます。それにつきましては、全体予算の中でやりくりするという状況でございます。

○吹田委員

今のお話を聞きますと、一つの予算で、予定価格が幾らで、入札が幾らで、幾らで落ちましたと我々は見ているのですが、そういう中では、そのものがスタートした段階では、当初予算よりオーバーして工事がおさまるということもあるということで見てよろしいですね。

○（建設）建設事業課長

委員のおっしゃるとおりです。

○吹田委員

私には、そんなことはよく理解できません。予算の範囲でやるのが普通だと思います。それが常態化しているということは、いつでも課長までの決裁で数字を変えられるというのですから、それはないでしょうと思うのです、私にすればですが。それは、皆さんが工事をスムーズにやるためにはどうするかということで、さまざまな手法を考えていると思いますが、私としては、そういったどこかの縛りがない形で、それなりの責任ある判断だと思うのですけれども、原課の方々が数字を変えたり何したりということが簡単にできるような状態では、外部から見て、きちんとこういうルールでやるということになるときに、私は若干異議がある、こう思うのです。だから、建設も土木も含めて、その辺についてどういう形で考えていらっしゃるのか、もう一度詳しくお願いします。

○建設部小紙次長

建設部で発注する市の工事について、概数で発注するための目的というのはいろいろとありますが、その中で発注するときには、設計書は当然、契約書を結ぶのですけれども、契約書と同じ効果がある仕様書の中に、この工事については概数発注でやっていると明記して発注しています。その中で我々は処理をしているものですから、当然、場合によっては増額になる場合と減額になる場合がありますが、そういうことが起こり得ることを表示した形で発注しております。ただ、今言ったトータルの予算で工事というのは当然、新年度に議決を受けている予算を超えるということは当然あってはいけませんので、我々は協議簿等をつくるときに当然そういうチェックをしながらやっているということです。

○（財政）財政課長

予算の部分でございますけれども、あくまでも路線ごとで事業費が増減するということは当然発生しますが、前から話がありますように、あくまでも予算の範囲内で路線ごとに増減するということで御理解いただければと思います。

○（建設）建設事業課長

委員は先ほど、現場の課長のサイドでどうにでもなるというようにおっしゃいましたが、それは設計変更の協議であって、私どもが工事を発注する場合には部長までの決裁をもらうことと、第三者機関である審査部門を通して発注しております。また、設計変更についても、審査部門に審査してもらって、部長までの決裁をもらって、契約変更をしてございます。ですから、課長の一存で何でもできるという話にはなっておりませんので、それは御理解願います。

○吹田委員

市では建設工事も土木工事も含めて大変な件数をやっているのですが、数字が変わる場合は全部、今言ったところに審査をかけていらっしゃるのですか。恐らく私は金額の問題でそうになっている気がするのですが、その辺のところはいかがですか。

○（建設）建設事業課長

建設と土木の工事でございますけれども、500万円以上については、財政部の審査担当をっております。500万円未満については、建設部庶務課で契約しております。

○吹田委員

土木の関係では、確かに大きなものもありますが、小さなものであれば500万円以下ということも十分に考えられます、多くの場合は。前回の学校の場合でも、たまたま1億5,000万円で、220万円ほどの金額を契約し直すからということで出てきたのですが、そういう形でも小さなものが動いていますから、私にすればそういうものについても、きちんとした形でやっていただくようお願いしたいと思います。

問題は、この段階でそういう形になりますと、そもそも入札は数字だけで来ますから、落札した人が、落札した内容についてつけてくるのですが、そういうアバウトなものでやったら、数字のつくりようがないような気もするのです。そもそも最初の入札者が出てきた中身がどのような感じでつくられているのかと思うのですが、この辺について、市としては、出てきたものが適切だと、この数字は何とかというものは、何を基準にしてそれらを建設部では考えていらっしゃるのですか。

○（建設）建設事業課長

落札金額と落札後の数字の問題ですが、概算発注の中でも、私どもは、数量や延長については明示してございますので、それに対しての業者の見積りでございます。それで落札率が何パーセントになるかはわかりませんが、数量に対しての表でございますので、あくまでも設計、入札図書とその数量で、業者が出した金額については相違がないと思っています。

○吹田委員

本日、契約管財課がいいらっしゃるかどうかはわかりませんが、私は先ほども言ったように、このように数字が変わる場合は、きちんと契約を成立させて工事をやるのが普通だと思うので、今の段階でのお話では、契約をしない段階でも工事自体は進んでいるという感じですが、これらのところはこういった法律に基づいてそういうことをやっているのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（「何を質問されているかわからないのではないですか」と呼ぶ者あり）

○建設部小紙次長

今の概算発注の部分ですが、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも契約書類等に準ずることになります仕

様書の中で、概算発注であるということを明示しています。その中で、工事の進め方というか、工事の変更内容については、先ほども申しましたが、協議簿をつくった段階で、双方で合意した形で進めているのが現状でございます。

○吹田委員

だから本来は、数字をきちんと決めて、契約して、そしてゴーをかけるのが普通だと思うのですけれども、そうしないというのは、どういう法律でそういうことができるのですかと聞いているのです。

工事をやる場合は、契約していない工事はできないのが基本なので、金額がはっきりしないとだめだというのは、普通はどこもそうだと思うのです。金額を決めないで、何でもやってくれとか、買いますとかという話にはならないです。だから、やはり公的なものというのは、契約を結んで発注して、それからやらないと、そもそも先にやったら、金を払わないというのが基本ですよね、払えないのです、今のこういう公共のものは、国の場合を含めて。だから、そういう形で当初からそれでいいとやっているのは、どういう法律があつてそういう形のことができるのですかと聞いているのです。

○建設部小紙次長

今の吹田委員の御質問につきましては、本会議でも同様の御質問がございましたけれども、法的根拠につきましては、契約書の中に変更ができる条項がいろいろと書いています。変更の条件が変わったときには変更等の協定を結びまして、その条項に基づきまして発注者と請負業者が協議して行うことができるというふうになっています。

○吹田委員

今の契約のお話はわかります。けれども、発注者として金額を確定させないで物を発注することは、普通はしないでしょうと私は言っているのです。確かに工事着手はいいですよ。また、変更することができるというのはいいですよ。しかし、変更すれば金額が変わりますが、金額を確定させないで工事をやらせるということは、もともとの基本ではないということです。ただ、工事はこういう形で決まりました、契約を結びました、その中で何かがあったときには変更もできますというのはいいのです。ただ、変更したものをこれだけの金額でやりますと決めて、それからやってくれというのが一般的な契約ですから、今そういう形で、特別に契約だけを結んで、それは法律的にそういう形のことをきちんと、これだって契約ですから民法と同じですから、そういう中でそれができるというのは、例えば何という法律で、契約の中にこのようにうたっていて、金額を決めなくてもどんどん進められると今はなっているということを言っているわけですから、そこのところについて、どうなのかということを聞きたいのです。

○建設部関野次長

建築も土木も設計変更という状況はたぶん同じだと思いますので、私から答弁をさせていただきますが、建築でも当然設計変更はあります。設計変更をするときに、委員が言われるように、お金は幾らでもいいという前提ではなくて、設計変更の要因が生じた時点でそれについて設計変更にどのぐらいの増減があるのかという確認を、当然市と請負業者で協議をさせていただいて、それで額を確定させます。それが幾ら増えるのか、幾ら減るのか、それはケース・バイ・ケースですが、その都度お金も含めて協議をさせてもらって決定します。それで工事を進めているのですが、最終的な設計変更に係る契約の変更をその都度何回もやるわけにはいかないものですから、最後にまとめて設計変更をさせていただくということで、額については、今話させていただきましたように、その都度、市と請負業者の中で合意を見ながら工事を進めている状況でございます。

○吹田委員

そういう部分では、どういうものをやります、また、その結果がどうなりましたということについて、きちんと我々にもわかりやすい形で、決算の中で出てきてくれればと思っておりますので、これからもそういう面では、内

容がよくわからないうちに数字が変わってしまったとか、私たちも細かなものまで見る機会はないですし、今までの当初予算で、こうやって決まりましたからこの中でやるのだろうという形で考えますから、そういう面ではしょっちゅう変わるということを私は前回の質問の中で初めてわかりまして、そういう面についてはどうかと思っていますので、このものについてはもう少しいい形でやり方を考えていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

◎除雪費について

続きまして、昨年度はさまざまな理由で除雪費が4,500万円の金額を当初予算で組んで結果的に11億円にもなったのですが、どのような形のときにどのような計算をして金額を決めて、実際に除雪をやったのかと思うので、この流れについてお聞きしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

平成23年度の予算から決算までの費用の経緯についてでございますけれども、当初は骨格予算ということで、春の時期に最低限必要な経費を計上して4,500万円になっております。その後、第2回定例会で、夏から年度末の必要経費ということで9億500万円を計上いたしました。実際に冬の期間に入りまして、例年より降雪量が非常に多く、気温もかなり低く推移したということがございまして、さらに2億円の予算が必要になりまして補正いたしました。また、ロードヒーティングの電気代につきましても、低気温が長らく続いた影響で費用が多くかかりまして、さらに5,000万円補正したという次第でございます。

○吹田委員

時間がないので、この件についてはまた別の機会に質問します。

◎保育費について

資料要求をしていますので、次に、子育て支援にかかわって、保育費負担金の収入未済額の関係について、今、数字が出ておりますけれども、未納の状況をお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

資料でお出しいたしました保育費負担金の収入未済額の推移でございますけれども、過去3年度分ということで平成21年度から23年度までございます。21年度分については、現年度分ということで、調定額から収入額を差し引いたものが収入未済額でございまして、金額が966万552円になっております。

それから、過年度分につきましては、従前から引き継いできて債権管理をしている部分でございまして、これに対するその年度における収入額、その年の処分などを行いまして、最終的な収入未済額が6,473万6,170円でございます。

その年度の決算の時点において、この二つを合わせますと、その時点での累積した未済額になりまして7,439万6,722円でございます。

22年度、23年度につきましては、記載の数字は違っておりますが、流れとしては同様のものでございます。

○吹田委員

この内容を見ますと、過年度分が5年間ということですが、毎年、不納欠損的に落としている数字というのは、ここ3年ぐらいは幾らずつあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

平成21年度から申し上げますと、不納欠損処分額ということで、21年度は710万4,110円でございます。22年度は794万3,990円でございます。23年度分につきましては、744万9,780円になっています。

○吹田委員

この未納額は、だんだん金額が少なくなっていますから、これもやはり原課で徴収にかかわって一生懸命取り組んでいらっしゃると思いますが、結果としてこうなっていると思います。過年度分については、だんだん数字が少なくな

っていますけれども、過年度分の 5 年間については非常に金額が大きいので、これについても積極的に徴収にあたっていただきたいと考えております。

また、児童 1 人当たりの公立と民間の運営経費についての数字を出してもらったのですが、この内容をお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

児童 1 人当たりの運営経費についてですけれども、同様に平成21年度から23年度までの 3 年間について、公立と民間の別に運営経費を算出しております。

民間の部分につきましては、保育所の運営費の部分と各種補助金等の内容でございます。それから、公立については予算で支出しております関係と人件費相当分でございます。

この経費に対しまして、年間の延べの入所児童数を記載してございます。運営経費を年間延べ入所児童数で割り返したものが、児童 1 人当たりの金額で、これは月額になりますが、数字は千円単位で丸めております。

21年度で申し上げますと、公立の運営経費が 5 億3,437万6,584円、延べ入所児童数が5,314人、割り返しの児童 1 人当たりの金額（月額）としまして10万1,000円となっております。

同様に、21年度の民間は、運営経費が10億5,765万5,790円、延べ入所児童数が 1 万2,262人、割り返した児童 1 人当たりの金額（月額）が 8 万6,000円となっております。

以下、22年度、23年度も同様の内容で金額を算出しているところでございます。

○吹田委員

私は、今、小樽の子育てにかかわっての費用をどこかで捻出したいと思っています。今年の出生数は600人台ですが、来年は恐らく500人台になるだろうと思っていますので、そういう面では、このまま放っておくのは無理かと思うので、私はここで見ますように、平成23年度の公立施設では子供 1 人につき11万4,000円で、民間でありますと 9 万円なので、1 人当たり 2 万4,000円ぐらいの金額が違います。5,000人で考えると 1 億円は経費が多くなっていることになります。これを考えましてうまくやりますと、1 億円を子供たちのためにはね返せるのかということもありますので、これらについて、今日は時間がないのですけれども、今後は取り組んでいきたいと考えます。こういうものについては、公立が必要でやらなければならないものもありますし、また公立でなくてもできるものについては、今回の認定こども園も含めてそういうところにやっていただくことが必要かと思っておりますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時13分

再開 午後 3 時28分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○新谷委員

◎もったいない収集について

最初に使用済家具類のリサイクル推進事業について伺います。

平成22年度、23年度ともったいない収集が実施され、家具のリサイクルが行われましたが、実施体制などの実績

をお知らせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

使用済家具類のリサイクル推進事業、いわゆるもったいない収集でございますけれども、使用済みの木製家具を無料で収集し、希望する市民に無料で譲渡することを目的に、平成22年度と23年度の2年間、試行いたしました。

実施結果でございますけれども、22年度につきましては、収集期間として6月から8月までの土日祝を除く3か月、収集したものを一時保管する場所として、天神の旧小樽市リサイクルセンターを使用いたしました。展示期間は、土日祝を除く9月の1か月間で、北しりべし広域クリーンセンターで展示を行っております。展示した家具については、希望者が複数の場合、10月13日に抽選を行い、10月14日から2週間で運搬していただくということで行っていただきました。

この間の収集依頼家具は371点、そのうち実際に収集した家具は242点、展示した家具は60点、それから展示期間の来場者は232名、引渡家具数は56点となっております。

体制については、収集及び保管の業務を廃棄物事業所の職員三、四名で、展示・引渡業務につきましては、広域連合事務局の職員数名で担当しました。

23年度につきましては、4月20日から6月30日までの約3か月間を収集期間といたしまして、一時保管場所は旧リサイクルセンターを使用し、展示期間は5月31日から6月4日までと7月11日から7月13日までの2回行っております。展示場所は、小樽市公会堂で行いました。抽選は、1回目が6月4日、2回目が7月13日、当選者の家具の引取りは、1回目は6月5日、2回目は7月14日となっております。

この間の収集依頼された家具の点数は326点、それから展示した家具は2回合わせて183点、展示期間の来場者は2回合わせて延べ894名、引き渡された家具は2回合計で124点となっております。

昨年度の体制につきましては、収集保管業務は廃棄物事業所職員1名と委託業者5名、展示引渡業務につきましては、廃棄物対策課で担当いたしました。

○新谷委員

2年間実施した市民の感想や声をお聞かせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

全体として、おおむね好評であったと認識しております。

ただ、平成22年度は展示・引渡場所が桃内の北しりべし広域クリーンセンターであったことから、自家用車がなると来られない場所でありまして、交通の便に関してのお問い合わせ、それから土曜、日曜、祝日の対応を求める要望もございました。23年度につきましては、公会堂で展示・引渡しを行いましたが、引渡期間が1日しかなかったことから、自分の車で運べないという市民の方から、市で運送業者を紹介すべきといった御意見もいただいております。

また、収集につきましては、2階からの搬出を求められて、対応ができないということで断らざるを得ないというケースがかなりあったと認識しております。

○新谷委員

そういう声があったということですが、やってよかったという声はどうですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

一部には、そういった御批判もいただいておりますが、全体といたしましては非常に好評であったと認識しております。

○新谷委員

このように非常に市民に喜ばれたもったいない収集ですが、今年度はなぜやめたのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今年度行わなかった理由でございますけれども、まず 1 点目といたしましては、北しりべし広域クリーンセンターの再生展示室は、交通の便から多数の市民の来場は見込まれないこと、市の中心部には常設で展示するような適当な施設がないこと、一時保管場所としております旧リサイクルセンターが高速道路用地として取壊しの対象となっておりますことから、一時保管できる場所の確保のめどが立たないということがございました。

2 点目といたしましては、リサイクルできるかどうかを判断する必要があると思いますが、その業務をすべて民間業者に委託することが困難でありまして、これまでは廃棄物事業所に対応しておりましたけれども、職員数の減少の関係もございまして、今後、この業務を遂行することが困難となったことが挙げられます。

このほか、休日対応などにより通常の費用に加えて時間外や委託料などの過大な費用を要する一方で、収集依頼のあった家具の 7 割以上が再利用できないものであったことから、本来の捨てるのがもったいない、あるいはまだ使えるという、もったいない収集の趣旨とは何か別の意識が働いた傾向が見受けられることなども総合的に判断いたしまして、今年度につきましては、実施をしないこととしたものでございます。

○新谷委員

北しりべし廃棄物処理広域連合との関係ですが、前の広域計画では、本格実施に向けて小樽市と協議していきたいとありました。場所の問題と職員の問題が解決されたら再開できるのか。

それから、関連してお聞きしますけれども、天神の旧リサイクルセンター用地が北海道横断自動車道の用地として買収されるということですが、この買収金額は幾らなのか、この点についてお聞きします。

○（生活環境）廃棄物対策課長

もったいない収集の今後でございますが、まず施設の問題、人員の問題、費用の問題と三つの課題がございます。それぞれなかなか解決の難しい問題と認識しておりますが、これらの問題が解決となる一定のめどがつきましたら、ぜひまた再開について検討してみたいと思っております。

○（生活環境）管理課長

旧リサイクルセンター敷地の東日本高速道路株式会社への用地売却についてであります。4 筆の土地で、面積が 1,601.57 平方メートル、売却金額が 3,058 万 9,987 円となっております。

○新谷委員

このようにして買収金額が入ったのですが、これは一般会計に即行ってしまうのではないかと思いますけれども、こういう金額が入ったのですから少し回してもらって、やはり市民から好評であるもったいない収集をぜひ続けていただきたいと思っておりますので、再度、答弁をお願いいたします。

○生活環境部長

旧リサイクルセンターは、確かに 1 億円くらいで買いたいと、道からありまして、もうけた形にはなっているのですが、もともとここも 1 億円を超える額で過去に取得していた大切な資産でございますので、この部分については、また小樽市として大事には使っていきたいと思っておりますし、そこの件に使うかどうかは別にして、小樽市の貴重な財産として使っていきたいと思っております。

それと、もったいない収集の中で、一昨年度は直営で対応できたのですが、廃棄物事業所の職員が減ってきている中で昨年度は委託に出しておりますので、その委託の金額が 460 万円ほどかかってございます。たまたま昨年度は国の重点分野雇用創出事業補助金を活用できましたので、市の持ち出しがない中で、うまくこの事業を執行できた状況でございますが、残念ながら今年度はこの補助金を得ることができなかったという中で、先ほど課長から話がありましたように、恐らく引き取ってもらった方には大変好評だったのでしょうけれども、やはり逆に引き取ってもらえない方してみると通常の粗大ごみという形で有料で引き取ってもらわなければならないといった部分で、ある種不公平感のような声も聞いてございます。その辺も含めていろいろな課題を整理しながら、今後、再開する

かどうかという部分は検討していきたいと思います。

○新谷委員

そう言う、そもそも公平感ということで、引き取ってもらえない人がどうかとかと出るのですが、やはり循環型社会をつくっていくという一環としてやっているものですから、前向きに考えていただきたいと思います。先ほど課長から答弁があったように、いろいろと研究して再開もあり得るということですので、前向きな検討をお願いいたします。

◎不法投棄対策とボランティア袋の周知について

次に、昨年度は不法投棄にかかわって、夜間パトロールの業務が行われましたが、不法投棄について３年間ほどの実態と特徴、撤去量、それから各年度の不法投棄の対策経費についてお聞かせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

まず、不法投棄の実態でございますけれども、ここ数年は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等のいわゆる家電４品目がとみに多い状況になっています。それからまた廃タイヤなどもとみに多い状況になっていまして、平成21年度、22年度、23年度で数字を申し上げますと、21年度ではテレビが31台、冷凍庫・冷蔵庫が10台、洗濯機が11台、家電合計が52台という不法投棄をパトロールで発見しております。それから、22年度につきましては、テレビが64台、冷凍庫・冷蔵庫が13台、洗濯機８台、家電合計が85台です。23年度は、テレビが141台、冷凍庫・冷蔵庫23台、洗濯機13台、家電合計が177台ということで、特に昨年度はテレビが多かったのですが、皆様御承知のように、地デジ化の影響であろうかと思っております。

それから、先ほど申しましたように、大きな特徴として、廃タイヤも非常に多く不法投棄として出されております。これは、21年度が372本、22年度が582本、23年度は675本で、近年、非常に増えている状況でございます。

それから、不法投棄に関する関係経費の推移ですが、まず不法投棄対策経費としては、23年度決算額としては249万8,561円、22年度が189万612円、21年度が210万9,371円という状況でございます。

内訳といたしましては、需用費は不法投棄車両の修繕費、燃料費等ですが、23年度で144万8,654円、22年度で100万2,872円、21年度が112万7,129円でございます。

あとは役務費で、これは主にテレビの再商品化料金、リサイクル料金、それから廃タイヤの処理・手数料が大体主な中身ですけれども、23年度で66万9,707円、22年度で50万7,540円、21年度が46万6,942円となっております。

次に、委託料ですが、毎年春に石狩クリーン作戦ということで、新港地区の関係市町村、関係団体で不法投棄の撤去作業を行っています。23年度が委託料として29万4,000円、22年度も同額の29万4,000円、21年度が42万円でございます。

次に、負担金交付金ということで、不法投棄車両は無線機を積んでおりますので、そういった電波使用料等で、23年度が５万1,200円、22年度が５万1,200円、21年度も同額の５万1,200円です。

最後に、公課金ということで、不法投棄車両の自動車税で、23年度が３万5,000円、22年度も同額の３万5,000円、21年度が４万4,100円という状況になってございます。

○新谷委員

さきに言いましたけれども、昨年度は夜間パトロールを初めて実施したのですが、不法投棄を未然に防止できたのか、あるいは実施効果についてはどうだったのか、お知らせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

昨年度、夜間パトロールということで業者委託をしております、長期間、夜間パトロールをさせていただきました。この効果につきましては効果測定というのは非常に難しいのですが、ただ不法投棄の実態として、例えば夜間あるいは明け方といった人けの少ない時間帯、車の少ない時間帯に多く投棄されていると思われるので、そういった部分では、今回、市内20カ所プラスアルファのコースを回っておりますけれども、こういった中では、夜間

にパトロールをしているということは、抑止効果あるいは未然防止ということについては、相当程度あったものと考えてございます。

○新谷委員

そういう効果があったということですが、今年度は実施しておりませんね。これはどうなのですか。今後の計画はないのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

昨年度は国の補助メニューを使って10分の10で実施できましたので、私どもも飛びついてと言ったら変ですが、実施させていただきました。ただ、今年度については、この事業がなかなか対象にならなかったものですから、残念ながら実施できませんでした。

いずれにしても、来年度以降、やはり私どもとしても何とかそういう手だてがつけば、夜間パトロールの効果はそれなりにあると考えてございますので、来年度に向けてそういう補助メニューがあるのかどうかはちょっとわかりませんが、そういった補助メニュー等の情報収集をしながら、利用できるものであればそういったものもまた考えていきたいと思っております。

○新谷委員

何事も国の補助メニューにかかわっている状況ですが、不法投棄はもちろんよくないのですが、消費者はリサイクル費用と運搬費用を負担しなければならないという問題があります。それと、自治体は税金を使って、この後始末をしなければならないというイタチごっこみたいなことが行われているのですが、やはりヨーロッパで行われているように製造から廃棄物まで、その処理まで製造者責任で行うように、国に粘り強く働きかけていくことが解決の道になると思うのですが、その点で市はどのような意見を上げているのか、また今後の不法投棄防止対策についてどのようにお考えなのか、お示ください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

まず、例えば廃家電の再商品化の費用といった部分ですが、不法投棄する人にとっては、ある程度負担になっていると言ったら変ですが、そういう意味で、私どもは全国都市清掃会議を通じて例えば廃家電製品の再商品化等の費用の徴収方法の見直しといったものについて、パソコンなどでよくやっていますように、販売時点で費用を上乗せして回収するという形をとれないのか、要するに前払方式という形で、例えば製品価格に上乗せしていくということについて、清掃会議を通じて国に要望しております。また不法投棄の回収費用も結構経費がかかりますので、こういった部分につきましても、同協議会を通じまして、国あるいは関係機関の財政支援等も国へ要望しているところでございます。

あと、今後の方向性でございますが、今、直営で日中は不法投棄のパトロールをやっておりますので、夜間はなかなかできませんけれども、不法投棄の日中のパトロールにつきましては、今後も継続してやっていきたいと考えてございます。

○新谷委員

なかなか難しいというか、捨てるほうは見えないように捨てるわけですから、本当に問題はありますが、先ほど聞いた廃タイヤはどんどん増えていくのですけれども、何かいい対策はないのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

廃タイヤに限らず不法投棄の対策に関しては、本当に各市町村が悩んでいるところでありまして、パトロール等の監視といっても、24時間というのは非常に難しいことがございます。ただ、いずれにしても、私どももいろいろな手法を使いながら、不法投棄は犯罪でございますので、そういった部分では、当然、警察と連携するとか、関係団体といろいろな情報交換をしながら、できるだけ不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

石狩湾新港小樽市域などでは、ほかの自治体の市民が捨てに来ることもあると思うのですが、市民のモラルを啓発する運動というか、そういう意見についてはどうですか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

モラルということですが、当然、私どもも何かの機会をとらえて、市民等に対して、そういった不法投棄の部分の訴えていかなければならないと思います。

当然、不法投棄が多いような発生場所に関しましては、看板などを設置しております。今年は、張碓橋の近くも結構不法投棄が多いものですから、そこにも看板等を掲示して周知を図っているところでございます。

○新谷委員

それで少しは減ったのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

その辺の部分ですぐに効果が出るかどうかというのは、なかなか難しいところではあります。ただ、こういう不法投棄の事業というのは、やはり地道に着実にやっていかなければならないと考えておりますので、私どもは少しでも不法投棄が減っていくように、いろいろな対策を考えてまいりたいと考えております。

○新谷委員

なかなか大変な仕事ですけれども、ぜひ頑張ってください。

それから散乱ごみについてですが、市民や町会あるいは団体などでは、不法投棄されたものを集めるような努力をしていますけれども、市としてはこういう方々にどのような支援をしているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

散乱ごみ等の小さいものにつきましては、ボランティア袋を配付いたします。これにはピンクと透明の袋がございまして、ピンクの袋につきましては、燃やすごみを入れていただき、燃やすごみの日にステーションに出していただければ結構ですし、不燃ごみなどのまざりものについては透明の袋に入れて、不燃ごみの日にステーションに出していただければいいようになってございます。

もう一つは、結構多く団体でボランティア清掃が行われていますが、ごみを回収される場合は、その都度、前もって透明の袋を配付させていただきまして、例えば町会から、いつ回収をしてこの場所に置くので回収してほしいということがあれば、私どもでパッカー車を走らせて回収するといった形で対応させていただいているところであります。

○新谷委員

公園の樹木、枯れ葉が個人の家の庭や道路に落ちてきて、自分たちで片づけていて、ボランティア袋を知らずに自分のお金で掃除している人も結構いるのです。町会にはそういう周知がされているのかもしれませんが、それが住民にはよく周知されておられません。それで、回覧板でも何でもいいですが、そのように一生懸命やったださる方には、ボランティア袋を使うようにもう一度徹底していただきたいのですけれども、この点について伺います。

○（生活環境）廃棄物事業所長

市民への周知、町会への周知でございますけれども、私どもも可能な限りいろいろな機会を通じて皆さんに周知させていただいているところであります。去年はしなかったのですけれども、おとしには連合町会の会長が集まる会議を通じて、そういった枯れ葉等を含めたボランティア袋の周知をしたところですが、なかなか浸透しないという状況であれば、また改めてそういった機会や広報を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

よろしくお願いいたします。

◎公園施設長寿命化計画について

次に公園施設長寿命化計画について伺いますが、先ほど他会派の方からも質問がありましたので、重複する部分は省いてお聞きします。

先ほどの答弁では、トイレも長寿命化計画の重要な柱ということでしたが、計画策定に当たっては、市民の声を聞いていると思うのですけれども、市民が一番気になる部分の要望について、どのようなものがあるかをお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

計画作成に当たりまして、昨年、施設の調査を実施したのですが、それにあわせて市内の幼稚園、保育所に対するアンケート調査を実施しています。その結果では、遊具が古いなどの要望のほかに、やはりトイレの使い勝手が悪いという要望も多く寄せられております。

○新谷委員

確かに市民からは、トイレの使い勝手が悪いという声が聞かれるのですが、それに加えて洋式トイレにしてほしいという声もあります。現在の洋式の割合、身障者用トイレの設置数、それからバリアフリー化されている公園をお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

市内公園のトイレの箇所数ですが、74か所ございます。そのうち7か所が洋式トイレでございまして、全体の割合としては約10パーセントとなっております。また、身障者用トイレ・イコール・バリアフリー化されたトイレなので、数としては6か所です。場所は、小樽公園が2か所、色内埠頭公園、築港広場公園、朝里川公園の左岸、手宮公園の陸上競技場になってございます。

○新谷委員

今回、不用額650万円を出しているのですが、市民要望にこたえて、よく使われる公園には洋式トイレを設置してほしいと思います。事務執行状況によりますと手宮緑化植物園には年間で4万6,500人の入園者があるということでもよく使われているようですし、デイサービスの方々がよく利用するという事も聞いております。事業者に聞きますと、トイレには手すりもなく、車いす利用者にとっては狭くて使いづらいという声が上がっております。入り口には車いすが置かれていますので、手宮緑化植物園の建物には身障用のトイレが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

手宮緑化植物園の身障者用のトイレにつきましては、確かに入場者数が大変多いことから、現在行っている長寿命化計画の中でも、優先的に検討しているところでございます。

○新谷委員

優先的に検討しているということですが、身障者用トイレが必要ではないかということを言ったのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

長寿命化計画の中で、身障者用トイレを設置するという事で検討しているところでございます。

○新谷委員

それは大変良かったです。それまでの間、せめて手すりはすぐにでもつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、手宮緑化植物園に行く手宮公園内の道路ですが、私が訪ねたときには、朝里幼稚園からバスで来ている子供たちがいました。手宮公園には子供たちや市民が訪れるだけでなく、小樽観光のスポットにもなっておりますので、道路の補修は小まめにやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

手宮公園の中の道路は非常に複雑でして、生活道路として既のほうに行く方々が手宮から通っていく場合もございますし、そういう意味で生活道路と公園内の園路が混在しております。それにつきましては、生活道路は市道の部分なので、その辺は担当課と連携をとりながら、現地を確認の上、対応したいというふうに考えています。

○新谷委員

そういうことで、よろしくお願いいたします。

◎審議会等における女性登用について

次に、小樽市男女平等参画基本計画ですが、事務執行状況説明書では、各種審議会等における平成24年度までの女性登用率は、目標の40パーセントに対して34.5パーセントでした。目標を達成できなかった理由、女性の割合がゼロパーセントというところもありますが、それはどこですか。また、1人しかいないというところもありますが、1人しかいないのがどのぐらいの割合なのか、お知らせください。

○（生活環境）男女平等参画課長

各審議会等の委員選考方法をお聞きしますと、行政機関や団体などの充て職や推薦、公募などの組合せとなっております。充て職の場合は、性別の選択をする余地がございませんし、推薦の場合は、依頼先の行政機関や団体の決定でございます。また、公募の場合は、応募される方の自由意思でございますので、いずれの場合も女性と限定することが難しいところです。

小樽市にある76の審議会等の中で、女性委員がいない審議会が10ありますので、率にしますと13.2パーセントとなっています。主なところですが、委員総数が10名以上のものとしましては、地方港湾審議会や農業委員会でございます。

また、女性委員が1人の審議会は22ありまして、率にしますと28.9パーセントとなっています。

○新谷委員

農業委員は4月の時点ですね。私が6月から農業委員をやっていますので、1人増えています。

いずれにしても女性の登用が非常に少ないので、もう少し登用率を高めていただきたいと思いますのですが、10人以上の審議会などでももう少し増やしていくためには、公募で女性だけというのは難しい面もあるかもしれませんが、お考えをお示してください。

○（生活環境）男女平等参画課長

男女平等参画課としましては、委員の改選期に合わせて女性委員の登用について文書を持参して、各審議会等の所管課長にお願いしております。具体的には、行政機関や団体への推薦依頼文に市の審議会等への女性登用率の現状値や計画の目標値を記載し、女性委員の推薦について御配慮いただくようお願いしております。

また、所管課から人材についての御相談を受けた場合には、女性人材リスト等から、その審議会等に適した方を御紹介しております。

○新谷委員

現在、休止中の人材リストの作成と活用促進についてですが、平成19年度、依頼のみですけれども、登録は何人ですか。

○（生活環境）男女平等参画課長

平成18年度末に33の女性団体から推薦をいただき、26人の女性を人材リストに登録しております。

○新谷委員

せっかく26人もの登録があるので、いろいろな分野でもっと活躍していただけたらいいと思いますので、その辺での施策、今後の取組をお知らせください。

○（生活環境）男女平等参画課長

平成19年度には審議会等の委員選考に当たり、人材リスト登録者を積極的に活用していただくよう、各部に周知しております。その結果、人材リスト登録者が小樽市文化財審議会委員に委嘱されております。また、女性団体が学習研修会を開催するに当たり、講師を人材リストから派遣したこともございます。

人材リストは個人情報として管理し、その活用は市役所内部に限定しております。個人情報の問題もございますが、人材リストの活用方法につきましては、こういった方向が望ましいのか、次年度からスタートする第2次計画において議論していきたいと考えております。

○新谷委員

ぜひ積極的な活用と登用を、よろしくお願いいたしたいと思います。

◎乳幼児等医療費助成について

次に、乳幼児等医療費助成について伺います。

初めに、小樽市の合計特殊出生率について、全道・全国との比較をお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

合計特殊出生率のお尋ねでございますけれども、平成23年の数字で答えさせていただきますが、全国が1.39、北海道が1.25、小樽市は、暫定値ですが1.11でございます。

○新谷委員

このように、小樽市は全道よりも低い状況にあるわけです。平成22年の国勢調査の結果が私たちのところに資料として来ておりますが、小樽市の少子高齢化はさらに進行していると書かれておりますので、少子化対策を真剣に考えなければならないと思います。その点で、乳幼児等医療費の助成は一つの重要な施策だと思うのですが、これを全部無料にすると、幾らの経費がかかりますでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

乳幼児等医療を全額無料とし、自己負担なしとすれば、おおむね4,000万円程度が必要というふうに推計しております。

○新谷委員

全道の類似都市でも、この間、乳幼児等医療の助成の拡大が進んでいますが、他市の助成状況の動向についてお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道内主要都市におきましては、北海道の基準に対して、それぞれ拡大した内容を設けているところがかなりございます。平成24年度に新たに拡大になった特徴的な点について申し上げますと、まず札幌市におきましては、給付対象者の拡大ということで、中学生の入院まで拡大しております。

また、函館市におきましては、小学生の外来、これは道の基準にありますけれども、さらに加えて中学生の外来・入院を拡大しております。

また、北見市におきましては、自己負担につきまして、市民税非課税世帯の3歳以上児に対しまして、従来は4歳未満までが初診時一部負担金のみでありましたが、これを就学前まで拡大したという動向がございます。

○新谷委員

今お聞きしましたように、少しずつですが医療費の無料化が拡大しております。

仮に小樽市で全額無料にすると4,000万円ですが、初診時の一部負担金を市で助成しますと、どのぐらいの予算でできるのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

この点につきましても、これまでの毎年の決算の状況によってまちまちであります。おおむね1,000万円程度が

必要かというふうに推計しております。

○新谷委員

1,000万円程度でしたら、ぜひ小樽市の子育て支援として、本来であれば全額無料が望ましいのですが、段階的にも初診時一部負担金を無料にするというふうにして子育て支援をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

保護者にとりましては、さらなる軽減というものは非常に望ましいと思いますが、乳幼児等医療助成事業につきましては、平成23年度で一般財源7,000万円程度を支出しております。この事業が道と市の折半で、道の補助を2分の1受けている事業でございます。そのようなことから、現状の厳しい財政状況を踏まえたと、さらなる財政支出は、現在のところ難しいのではないかというふうに認識しております。

○新谷委員

これは課長の独断では判断できないことだと思いますが、子育てに必要だということで、ぜひ頑張って財政課に要望していただきたいと思います。

財政課も今後、小樽市の少子高齢化のことを真剣に考えていただいて、ぜひ実りある予算をつけていただきますようにお願いします。

◎札幌市内での乳幼児等医療費現物給付について

それから、昨年8月から札幌市内で乳幼児等医療助成の現物給付が実施されて、長年の住民の要望が実現したということで、課長の頑張りもあると思うのですが、大変喜ばれております。昨年度の実績と市民の感想についてお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

昨年8月から、札幌市内における乳幼児等医療助成の現物給付化を開始しました。

平成24年3月までの実績ですが、助成件数が3,790件、助成金額が1,718万4,956円、医療機関等に請求手数料として支払ったものが79万5,900円でございます。

それから、市民からの感想でございますが、実は本件について要望された市長への手紙をお送りくださった方が、みずからのブログにおきまして、1年以内で実現していただけて大変感動していますというお褒めの言葉をいただいております、私どもも大変うれしく思っています。

○新谷委員

本当にこれはよかったと思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎国民健康保険料について

時間が迫っていますが、国民健康保険のことでどうしても聞かなければならないことがあります。代表質問でも伺いましたが、平成23年度は、3億4,000万円の黒字になりました。この要因については、お答えをいただいておりますが、保険給付費不用額の3億6,350万円は国保全体不用額の65パーセントになっております。これは適正な見積みだったのか、まずどうでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

不用額の関係ですが、保険給付費の予算の策定に当たりましては、受診件数や1人当たりの医療費を分析いたしまして、また過去の伸び率なども勘案した上で、適正な見積りに努めているところでございます。ただ、インフルエンザなどの流行などによりまして医療費が変動する要素もございまして、なかなか正確な予測というのは難しいのが実態でございます。どうしても決算との開きが出てしまうというのが現状でございます。

○新谷委員

平成23年度の療養諸費の不用額は幾らで、保険給付費の何パーセントに当たるか、それから22年度の療養諸費の

不用額は幾らだったのか、同じくパーセンテージについて伺います。

○（医療保険）国保年金課長

平成23年度の療養諸費の不用額ですが、金額は3億5,930万円で保険給付費に占める割合は約99パーセントでございます。

22年度については、療養諸費が1億9,317万円で、保険給付費の不用額に占める割合が約97パーセントとなっております。

○新谷委員

平成22年度と23年度では倍ぐらいの違いがあるのです。だから、この見積方がどうだったかという問題もあると思います。

それから、賦課限度額ですが、23年度は国の基準に合わせて76万円にしました。21年度は幾らだったのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

平成21年度の賦課限度額は、66万円でございます。

○新谷委員

2年間で一気に10万円も上げたということで、これは市民にとっては本当に高い国保料で、やはり大きな負担となっております。

それから、平成23年度の賦課限度額到達の所得が幾らで、確定賦課限度額階層別状況として、所得3,100万円の人、これのそれぞれの所得に占める保険料の割合はどうなっていますでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

平成23年度の賦課限度額に到達する世帯の所得についてですが、これは保険料の試算をする上で、まず設定条件があるのですけれども、4人世帯で夫婦の年齢が40歳から64歳、子供が2人、所得があるのは夫だけということで試算をいたしますと、所得が約430万円となり、給与収入にいたしますと約605万円で、限度額が76万円になってございます。

続きまして、所得が3,000万円の場合、それから今申し上げました430万円の所得の場合に占める保険料の割合ですが、3,000万円の場合は約2.5パーセント、430万円の場合は約17.7パーセントでございます。

○新谷委員

ですから、430万円以上を一くくりにして、同じ保険料というのは本当にそれこそ公平さに欠けると思うのです。国民健康保険料の所得に占める割合が年々高くなっていく状況の中で、正直言って私たちも高い保険料で、本当にいつも高いと思っているのですが、市民生活に響かないように、今年度は医療費の部分では安くしていただきましてけれども、今後も正確な見積りで、高い保険料にならないように努力していただきたいと思いますが、お考えをお聞きして終わります。

○（医療保険）国保年金課長

私どもも確かに国保料が安いとは思っておりませんが、医療費の伸びが、やや鈍ってはきていますけれども、増加傾向であるという部分は変わりありませんので、今後も医療費の適正化を進めつつ、また医療費の動向を見ながら、会計全体の収支バランスを見て、適正な保険料の設定に努めてまいりたいと思います。

○小貫委員

◎児童館について

私の質問は1日目の続きで、事務執行状況説明書の60ページに、児童館の利用数が載っていますが、まず、なぜ東部に児童館がないのか、この経過とニーズについて、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

児童館の関係で、市の東部に児童館がないということの経緯と、そのニーズについてどうかということでございますが、特に北東部の銭函地区につきましては、昭和51年に銭函市民センターが開設されていますけれども、当時の資料を見ますと、施設の概要としては体育室や遊戯室、それから放課後児童クラブ室なども示されていて、児童館ということではございませんけれども、一定程度、児童福祉に関連する内容が加えられた施設と見受けられました。現在は、すべてが当時のままではございませんが、こうした地域において、一定の機能を有していたという経過だと理解しております。

それからまた、東部の地域における児童館施設にかかわるニーズですが、これまでこういった地区に限った何らかの調査は行っておりませんが、次世代育成支援行動計画に関するニーズ調査などの結果を見ますと、児童館については、利用したいが近くにないなどの理由も挙がっておりますので、潜在的なニーズがないわけではないものと認識しております。

○小貫委員

本日は教育委員会が来ていないので私から言いますが、事務執行状況説明書の141ページに放課後児童クラブの人数が載っています。銭函小学校は38人、桜小学校は52人、朝里小学校は60人で、やはりかなり多い人数が登録されています。

児童館の増加については、今後、こういった地域での建設を検討する予定はないのか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

放課後児童クラブにつきまして、今、3校について述べられましたが、学校での開設につきましては、教育委員会の所管でございます。所管において、こうした人数の増などの運営に関しては、検討しているというふうに伺っているところでございます。

また、それと別に児童館の設置についての検討でございますが、現時点で東南部方面に設置するということでの検討は行っておりませんが、現在の少子化が進む状況を踏まえながら、将来的な政策課題というような認識ではおります。

○小貫委員

それで、児童館の数ですが、10万人以上の他都市の状況を言ってください。

○（福祉）子育て支援課長

10万人以上の都市ということで、一部、小学校の校内などに開設しているミニタイプといったものが児童館の範疇に入る場合がございますが、こういったものは除いて、純粋な施設設置ということで箇所数を答えさせていただきます。

札幌市は104か所、函館市は27か所、旭川市は7か所、室蘭市は6か所、釧路市は20か所、帯広市はゼロです。北見市は15か所、苫小牧市は7か所、江別市は5か所になっております。

○小貫委員

今あったように、他都市においては、小樽よりも多いのが明らかになっています。

それで、児童数は減っていますが、やはり子育て世代の共働きの世帯も増えてきていますので、まずはニーズの把握をして、ぜひ検討していただきたいと要望し、それについて答弁をお願いいたします。

○（福祉）子育て支援課長

確かに今申し上げたとおり、数の比較からすれば少ないほうだというふうに思います。ただ、児童館につきましては、子供の遊び場として身近なところにあることが理想とは思いますが、施設整備などを行う場合は、当然のことながら多額の予算を伴うことは事実でありまして、今後、市内の少子化の状況も含めながら、市内においてどのような整備が可能かなどについては、引き続き政策的な検討が必要なことというふうに考えているところでござい

ます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

◎生活保護費不正受給について

これから申し上げることに、答弁があればいただきますけれども、あえてくださいとは言いませんが、私は、今定例会の代表質問で生活保護の質問をしました。それと、今定例会の予算特別委員会でも出ていますが、先週あたりの北海道新聞や読売新聞でも、生活保護の不正受給者に対する罰則強化ということが紙面等にずいぶん出てきています。

そういった中で、小樽市においても、御承知のとおり、44歳の女性が2年余りにわたって不正受給を繰り返し、生活保護費649万円が不正に支出されていたということで、福祉部の調査も限界に達したことから小樽警察署に通報し、先日、1,148万円余りに及ぶといった金額が新たにまた出てきたということでございます。

私が何を言いたいかというと、福祉部の担当者が一つの仕事の結果を出したということで、大変な御苦勞があったというふうに、私は一応の評価はしているのです。そういうことで、私も議会でいろいろと質問をして、答弁不足のところにつきましても、私のところに来ていろいろと説明をしてくれました。ということで、不正受給については、特に入り口で防いでいかないと、これは通ってしまうと金額にはね返ってくるので、今後ともよろしく願いしたいということで、冒頭で敬意を表する次第でございます。

◎市営駐車場について

次に、市営駐車場についてお聞きします。

市内には数多くの駐車場がありますが、通年あるいは季節などということも含めて、駐車場名、運営形態が委託なのか直営なのか、その他いろいろあると思いますので、まずこの点についてお知らせください。

○（建設）庶務課長

市営駐車場の名前と経営形態の御質問ですが、まず直営といたしまして4か所ございます。

花穂駐車場は上中下になりますが、まとめて花穂駐車場というのがございます。それから、若竹はバイパスの下にあります若竹駐車場。桜本通の桜小学校の前にある桜駐車場。それから、住ノ江駐車場で、こちらは住ノ江会館の横になります。この4か所が直営の駐車場になってございます。

続きまして、指定管理者の関係の管理している駐車場でございますが、駅前広場駐車場と三角市場のところでございます駅横駐車場の2か所です。

○前田委員

それらの駐車場における駐車料金設定の基本的な考え方については、いろいろと駐車場の環境も含めて設定があるかと思いますが、その辺の考え方についてお聞かせください。駅前広場駐車場と駅横駐車場も含めてお願いします。

○（建設）庶務課長

まず、金額を先に申しますが、直営の花穂駐車場は、上が月に9,500円で、中と下が1万円になってございます。若竹駐車場は7,350円です。桜駐車場は、一般的な車は1台8,500円で、大きい車が1万2,750円です、面積が少し広いものですから。それから住ノ江駐車場が8,500円になっております。

それぞれ平成21年度に料金改定をいたしました、近隣の駐車場の状況を見ましてそれぞれの駐車場の使用料を決めております。

○前田委員

花穂駐車場から住ノ江駐車場までの4か所、駅前広場と駅横の駐車場は月決めではないですけれども、1万円から7,350円までということですが、これらの駐車場経営状態はどういうことになっていますか。

○（建設）庶務課長

それぞれ経営状態の関係ですが、花穂駐車場、若竹駐車場、桜駐車場、住ノ江駐車場、すべてが満杯ではないのですけれども、満杯に近いところ、若干あきのあるところ、それぞれでございます。あきのあるところの収入は、その分だけ少なくなっております。

○前田委員

経営状態は、もちろんあきがあれば収入がないので、それはわかりますけれども、平成23年度の収支はどのようになっていますか。

○（建設）庶務課長

まず花穂駐車場ですが、平成23年度の収入が実績で615万7,373円です。若竹駐車場の収入額は242万9,885円です。桜駐車場の収入額は121万2,715円です。住ノ江駐車場の収入額は101万9,176円でございます。

先ほどお知らせしましたが、駅前広場駐車場と駅横駐車場の収入の関係を合わせてお知らせしますと、駅前広場駐車場は、利用料金収入額816万8,950円です。それから、駅横駐車場は、1,208万4,123円になります。

ただ、これがそのまま市の収入に入るということではなくて、必要経費を差し引いて、50パーセントずつ折半して、その折半した片方が市の収入になるということでございます。

○前田委員

駅前広場駐車場と駅横駐車場は50パーセントルールで収入を得ているということでわかりました。

それでは、花穂駐車場から住ノ江駐車場までの収入はわかりましたが、経費はどのようになっていますか。

○（建設）庶務課長

それぞれ収入がございしますが、必要経費、例えば収納するための納付書を発行するための経費、あとは区画線を引くという支出などがありますけれども、収入の範囲内でやっています。

（「年間でどの程度かかっているのですか」と呼ぶ者あり）

その数字を本日は持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○前田委員

後ほどって、そこが大事なところなのです。これから本題に入っていかなければいけないのだけれども、収入は決算書を見れば書いてあるのだから、支出というか、経費はどうなっているのかということです。まだ年次が入っていないので、どこを見たらいいのかよくわかりませんので、それを聞いてから質問の本題に入りたいと思います。

○委員長

今、収支はわかるのですか、差額とか。それもわからないのですか。

○前田委員

もう一度お聞きしますが、59ページには先ほどの収入の部分は出ているのですが、駐車場使用料、予算現額と収入済額、増減の部分が125万6,051円で、これが減額になっているのですけれども、恐らくこの四つの駐車場の中でそういうことが起きているだろうと思うのですけれども、これを少し説明してください。

○（建設）庶務課長

先ほども答弁させていただきましたとおり、この収入の内訳を特にとっておりませんので、例えば若竹駐車場でしたら、NEXCO東日本から土地を借りた分というのはございますが、ほかのところで特に今は押さえておりません。

○前田委員

そうしたら、個々の収支はわからないのですか。赤字になっているのか、黒字になっているのか、全然わからないという感覚で、そういう料金設定でこういう決算を上げてきているのですか。そういう経営感覚なのですか。料金を取っているということは、営業行為でしょう。だから、収支をとってないからわからないというのだったら、俗に言うどんぶり勘定ではないですか、言葉が悪いけれども、それだったら聞きようがないではないですか。

○委員長

どなたが答弁されますか、明快に答えてほしいのですが。質問の趣旨はわかりますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○前田委員

個々のデータがないというのだったら、決算書に出ている差異の金額についての説明をしてください。それだったら、これに載せているのだからわかるでしょう。

○(建設) 庶務課長

駐車場使用料の収入をいただいて、それを基に経営しているというのではなく、一般財源に入っているものですから、この収支というのは特に持っていないのです。

○前田委員

私の駐車場経営というのは、市から見れば微々たるもので何台かの駐車料金をいただいていますけれども、確かにラインを引いたり、舗装していなければ草を刈ったり、いろいろと費用はかかりますが、そういうことを一切押さえていない状態で、来るものは来る、出るものは出ていくというので、幾ら出ていっているかわからないということですか。そのほかにもいろいろなものが決算書にずらりと載ってますが、みんなそういう感覚でやっているのですか。

(「質問と答弁がかみ合っていないのでは」と呼ぶ者あり)

○委員長

今の質問は、駐車料をもらって経費を払うという形で取り扱っているのですかということが一つです。それで、取り扱っているとしたら、収支がどうなっているのですかという質問ですが、そういうことはしていないという答弁なのですか。

○(建設) 庶務課長

そのとおりでございます。

○委員長

していないのですね。

○前田委員

していないのですか、はい、わかりました。恐らくしているのだろと思いますが、していないという答弁なので、それをしていないのであれば、私から申し上げますけれども、今後はしてください。そんないいかげんな経営というのはありません。恐らく経費を予算で見るということは、前年度の経費を積み重ねたものがこういうふうになってくるから、幾らになるから端数を切り捨ててこういう金額を計上しようという、最低でもそういうレベルの話は必ずあるはずですから。

○(建設) 庶務課長

決算説明書の189ページになるのですが、委員のおっしゃっていることがこれに該当するのかどうかちょっとわからないのですけれども。

(「これもあるでしょうね。189ページの下段の若竹駐車場と桜駐車場の、それはあると思いますが、これだけなのですかということです。」と呼ぶ者あり)

例えば、収納管理するための人件費などを加味して、収入に対して、収入と支出が同じになるような管理はしていないという意味での答えです。

○委員長

今の質問は、収支がどうなっているのかということで、要するに、入りと出の管理はどうなっていますかということだと思うので、合わせろという意味ではなくて。

○（建設）庶務課長

駐車場使用料をいただきまして、必要な支出、例えば区画線を引いたり、パトロールをしたり、それから収納の関係で切符を出したり、そういう人件費は算出できませんが、そういうものを出した残りが収入として歳入になるという形でございます。

○前田委員

何かびりっとしないけれども、仮にこの程度の費用しかかからないのであれば粗利益率は何パーセントですか。

○建設部小紙次長

これは課長が答弁いたしましたとおりですが、使用料収入というのは、基本的に今話した額で入ってきています。そして、実際にかかった管理経費は予算書に載っている254万円何がしという金額で、それは単純に区画線を引いたりする部分の管理費のほかに、民間でいけば駐車場を管理する人がいるということを職員がやっているの、その辺の人件費等については、決算書では見えてこないの、実際に、今、250万円以上に人件費がかかっている、そのほかの経費もかかっているのですが、決算書の中では見えてこないのです。ただ、収入がありますので、その内輪の中には入っている、それが粗利としてどのぐらいあるかどうかというのは、少し難しいと思うのですけれども、少なくとも利益は上がっております。

○前田委員

今日はそこへ行く話ではなかったのですが、そういう話が出たのでそちらのほうへ行ってしまったけれども、本題に戻しますと、189ページに若竹駐車場の借地料251万735円が記載されております。ということで、若竹駐車場の収入は242万2,535円、借地料は251万735円で、要するに逆さやで8万8,200円の差金が出ているのです。

この問題は、昨年10月に亡くなられた成田晃司議員も地元の問題としてずいぶん取り上げていて、是正してほしいということでお話をしておりました。その当時の答弁がわかりましたということで、是正しますというような内容で答弁されていたと思うので、それを聞こうと思っていたのです。

それで、もしわかるのであれば、若竹駐車場の直近5年間の収支がこれで見るとわかりますね、この程度しかないということが、一回設置してしまうと。そのことについてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

5年間の資料を持ってきておりません。申しわけありません。

○委員長

資料がないということですね。

（「資料がないのなら、この話はできないな」と呼ぶ者あり）

（「委員長、少し整理をして、きっちりしてもらってください、進まないの」と呼ぶ者あり）

○前田委員

この後が大事な話だったのですが、明日にします。それで、今日の私の質問はここでとめて、明日の総括質疑で質問をすることとします。

○委員長

では、きちんと打合せをするよう、お願いします。

○上野委員

◎ワクチン接種とがん検診について

では、私から質問させていただきますが、ワクチン接種についてお尋ねいたします。

平成22年度と23年度にワクチンに関するいろいろな補助金を出しているのですが、接種者は22年度が3万129人でしたが23年度には2万7,000人と減少しています。昨年度の年度途中から始まっている子宮頸がんワクチンなどの推進事業に関しましても、今年度は年度当初から行われていると思うのですが、対象者の中で実際に接種している方が、子宮頸がんの予防ワクチンは対象者が2,548人いる中で1,500人程度です。ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンについては、3割くらいの接種率ということで、非常に低いという印象を受けるのですけれども、ワクチン接種率の低下の要因についてお聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

3 ワクチンの接種率が低いことについて、どのように考えてやっているかというお尋ねだと思うのですが、接種率が低いことについての要因、原因ははっきりとはつかめていないのですけれども、一つには、子供が受けるヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンについては、現在、定期接種の予防接種が3種類から4種類ございまして、そういった予防接種と時期的にもかち合うということがあります。また、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンは1回では終わりませんので、年齢によっては3回から4回は受けなければならないものもありますので、現在ある定期予防接種との関連性などから、何か受けづらいついたこともあるというふうには思っております。ただ、現在は同時接種をしてよろしいですということになっておりますので、接種する際には、医師と相談して一度に何種類かの予防接種を受けることも可能となっておりますが、接種率の低い理由についてははっきりした要因は把握できておりません。

○上野委員

なかなか明確な要因がないということですが、平成23年度の主な事業として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業と書いてあるのですけれども、では具体的にどのような周知や告知をされてきたのかをお聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

この事業の開始は平成23年2月でございまして、開始当初には関係する方々に十分な説明が必要であろうということで、例えば学校関係や医療機関の方々、それから保護者を含めた一般市民の方を対象に、説明会などを実施してきました。このほかには、そういった各施設を通じてのチラシの配布、個別通知、広報おたるやホームページ、あとは報道依頼などを通じて周知してきたところでございます。

○上野委員

学校関連にもいろいろな周知をしてきたということで、実際に学校関係者に周知して、父母にも説明会を開いたということですが、子供が対象となるワクチンに関しては、対象が中学生から高校生、あるいは2歳児から4歳児程度ということで、保育所や学校は対象者が完全にかぶるような場所になるので、学校内でさらにワクチンに対する認識を深めようというような、例えば保健師等を活用しての周知方法は今までなされたのか、それとも今後、そのようなお考えがあるのかどうか。また、教育委員会との連携を今までとられたのか、さらに今後とられていくのかというところをお聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

保健師などによる啓発については、保健所における乳幼児健診、それから現在、全戸訪問としていいまして、子供が生まれた御家庭を全軒回っておりますので、そういった中で折に触れて、機会をとらえて予防接種の啓発はしているところです。

それから、学校との連携につきましては、事業開始当初、チラシの配布について御協力をいただいたことがございますのと、あとは関係者の方々に説明会をしてきたことになります。今後については、たぶん個別通知が中心に

なっていくと思います。

○上野委員

個別通知など、お金をかけていろいろなことをされるということですが、ワクチンもそうですけれども、がん検診に関しても同じように女性特有の乳がん検診や子宮がん検診などについては、無料クーポンなどを配っていますが、これもまた受診者のパーセンテージが昨年度に比べてさらに低くなって、3割を切っているものもある状況です。こういう中で、がん検診等の検診に関する今後の取組はどのようなことをお考えなのか、お聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

現在、無料クーポン券については、乳がん検診、子宮がん検診、昨年の秋から大腸がん検診について、特定の年齢の方に対して送付して勧めているところです。そういった方々に送付するクーポン券の中には、がん検診に関する情報なども入っておりますので、そういったものを対象になる方に伝えるのと同時に、送ることによって、ほかの方に対しての波及効果を目指していきたいと思っております。また、健康教育などで町会や企業に出向いておりますので、そういったところで啓発をしていきたいのですが、平成22年度の地域保健診断事業で、なぜ検診を受けないのかということについての調査をしたところ、なかなか自覚症状がない、ぐあいが悪くなったら受診ができるといった回答も大変多くございましたが、やはりがん検診は、ふだんの生活習慣を改善していくことと同時に、2次予防として定期的に検査を受けて早く見つけることも車の両輪と同じで重要なので、大切な問題として市民の方にとらえていただけるように、ただ単に検診を受けてくださいというのではなくて、なぜ必要かといったところを健康教育で訴えていく必要があろうかというふうに思っております。

○上野委員

意識の啓発というのは必要だと思います。

なぜこのようなことを申し上げるのかというと、先ほど生活保護の医療扶助のこともありましたが、生活保護では医療扶助が44億円と、半分強ぐらいを占めています。また、乳幼児の医療助成等もありますが、病気にかかってから補助をするには多額のお金がかかってくるので、そう考えると、やはり未然に防ぐためのワクチン接種や定期検診など、今、保健所が進めている事業は、大変大事な事業だと考えております。

パーセンテージをもう少し増やしていくための私の考えとしては、今あるワクチン接種もさることながら、ワクチンや定期検診に関する意識が足りないというお答えでしたので、それを啓発するためにも、さまざまなワクチンのメニューをいろいろと増やして啓発していくことで、メニューが増えれば、それによっていろいろなワクチンを接種し、学ぶ機会が増える中でワクチンへの認識も高まり、あるいはがん検診などの認識も高まると思うのです。この件につきましては、最後に保健所長の御見解をお聞かせいただきたいのですが、このようなワクチン接種に加えまして、さらに市独自も含めた、有効とされるものについていろいろと検討してワクチンのメニューを増やしたり、検診のメニューを増やして周知を図るという考えに対してどのような御見解をお持ちか、お聞かせください。

○保健所長

定期接種以外の予防接種の拡大についての見解とがん検診メニューの拡大についての見解についての御質問かと思いますが、以前にも答えていると思いますけれども、予防接種という事業は、国民の命を守るという事業でございますので、国が行うべき責務というふうに私どもは認識しております。

それから、予防接種は当然のことながら医療行為でございますので、実施に当たりましては、副反応等といったことに対してどのような責任をとっていくのかといった問題が当然ついて回ります。単にお金の問題ではございません。私どもは、やはり市民に対してきちんと責任を果たすという立場から、国の動向を見守りながら、私どもとしてできることを慎重に考えながら進めていきたいと思っております。

それから、がん検診につきましては、昨年とおとしのがん検診についての市民の意識調査、医療従事者の意識調査の結果を踏まえて、今年度、医師会との間で、今行われている小樽市のがん検診について見直しをしました。

その結果も今とまりつつありますが、その結果がきちんととまとった段階で、何らかの形でホームページ等に公表してまいりますけれども、がん検診につきましては、拡大ということは今のところちょっと考えにくいという状況でございます。

○上野委員

慎重なお答えをいただきましたが、確かに予防のワクチン等は国の責務というのもありますので、それは考えの一つではありますけれども、市町村独自で子供のため、あるいは高齢者のためにいろいろと進めている、町の医療費抑制も兼ねて進めている事業もありますので、ぜひとも今後も研究していただいて、前向きな答弁をいただければと思います。

◎市立病院について

では、次の質問に移りまして、市立病院の経営に関して少しお聞かせいただきたいと思います。

市立病院の医業収入が、平成23年度は22年度から 1 億9,000万円ほど増額になりましたが、支出の人件費、給与費が 3 億6,000万円ほど増額になっているということで、医業で上がった収益よりも人件費の支出が多く出ているのが目に見えるところかと思いますので、給与費の増額についての内訳等をお聞かせください。

○（経営管理）管理課長

今お尋ねがありましたのは、小樽市病院事業決算書18ページに記載されている内容についてですが、この中で給与費が平成22年度と比べまして 3 億円ほど多くなっております。その内訳といたしましては、主な理由といたしまして、まず退職手当の増によるものが約 1 億6,000万円ございます。それから、制度改革によるものは、期末勤勉手当の支給率の凍結解除又は住居手当、子ども手当の支給、要件の変更などによるもので、約6,000万円増になっております。また、人員増によるものは、嘱託医師、看護師などの増員分で約5,000万円増になっておりまして、残りについては新陳代謝等だと考えております。

○上野委員

やはり退職金が大きな支出になっていると思うのですが、そのほかにも人員増等がありまして、その中で医療センターでは看護師を11人ほど増強しているのですけれども、この要因についてお聞かせください。

○（医療センター）事務室次長

医療センターの看護師が増えた理由でございますが、まず看護師につきましては、職員労働組合との労使協議で決められている定数がございます。この定数との比較では、両病院とも相当数の欠員が生じている状態が続いておりますことから、随時採用試験を実施して、必要数を確保するように努めております。また同時に、離職対策として、院内保育の拡大や各種研修の実施などに取り組んでいるところでございます。この成果が出てきたのか、昨年度におきましては、退職者が減少してまいりました。具体的には、医療センターの場合で、平成22年度は新規採用者が14名で、退職者は年間13名とほぼ同じ人数でございましたが、平成23年度におきましては、新規採用者が15名、小樽病院からの異動者が 2 名で17名の増員、退職者については 6 名と差引きで11名の増加になっております。

○上野委員

先ほどの答弁では、欠員が出ているということで、労使協定で結んだ人員の定数というものがあるということでしたが、現実の医療をやる中での標準基準に見合っているかどうかをお聞かせください。

○（経営管理）管理課長

看護師の定数につきましては、第一前提としまして現在行っております 7 対 1 看護を行う上での人員を確保するという考え方に基きまして、労使協議の末に決定した定数でございます。そのため、例えば昨年などは、医療センターでの 7 対 1 看護の維持が難しいため、小樽病院から医療センターに看護師を異動させ、その維持などを図っているところでございます。まずは、その定数を維持していくことが、今の 7 対 1 看護を維持していくものだと考えております。

○上野委員

そうなりますと、やはり人数はある程度必要だけれども、明らかに人件費は年々かさんでいる状況で、これから給与費もいろいろと変わりながら、人件費の圧縮等に努めていく中で、退職金の積立てもしななければならないということを踏まえて、どのような人件費抑制をかけていくのか。病院が統合されて、看護師の人数もたぶん変動すると思うのですが、そこら辺を踏まえて、もう一度、御答弁をお願いいたします。

○（経営管理）管理課長

確かに人件費の問題といたしますのは、病院局にとりまして一番の課題だという認識を持っております。その中でも、看護師の数が多いということが人件費にはね返っていることも事実でございます。現在、新市立病院に向けまして、看護師の定数の見直し作業を進めているところでございます。といいますのも、新市立病院になりますと、病床数が388床と、今より病床数が減ります。また、病棟数でいきますと、両院合わせて10病棟あるものが9病棟になり1病棟分減るので、その体制を整えているところです。ただ、その病棟減を新市立病院からやるのか、現病院のうちに病棟数を減らして、その体制のまま新市立病院に入っていくかということを現在検討している最中でして、どの時点でやるのが病院局にとって一番いい結果になるのか、検討している最中でございます。

○上野委員

時間が限られた中での判断が迫られていると思いますので、ぜひとも新市立病院になったときにでも、現在は綱渡りの病院経営をしている中で、より安定した経営を求めて早めの判断をぜひお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。